

(仮称) 流山市こども計画  
(素案)

# 目次

- 第1章 計画策定の背景と考え方..... 3
  - 1 国の動向..... 3
  - 2 千葉県の動向..... 5
  - 3 流山市の状況..... 6
  - 4 計画の位置づけ..... 8
  - 5 計画期間・計画の対象..... 10
  
- 第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状..... 11
  - 1 人口動態..... 11
  - 2 少子化の動向..... 17
  - 3 保育環境・教育環境の状況..... 24
  - 4 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況..... 27
  - 5 各種調査からみる流山市の現状..... 30
  - 6 各種調査等から見られる流山市の課題..... 44
  
- 第3章 こども計画の基本理念と基本的な考え方..... 46
  - 1 基本的考え方..... 46
  - 2 基本理念..... 46
  - 3 基本目標..... 48
  - 4 施策の体系..... 49
  
- 第4章 施策の展開について..... 51
  - 基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援..... 51
  - 基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化..... 60
  - 基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実..... 70
  - 基本目標4 すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援..... 76
  - 基本目標5 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり..... 80
  - 基本目標6 こどもの権利を守る仕組みづくり..... 84
  
- 第5章 子ども・子育て支援事業計画..... 85
  - 1 子ども・子育て支援事業計画について..... 85
  - 2 区域設定..... 86
  - 3 教育・保育の量の見込みと確保方策..... 87
  - 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 88
  - 5 障害児に対する障害福祉サービスの量の見込みと確保方策..... 95



第6章 計画の推進.....	96
1 計画の推進体制.....	96
2 計画の点検及び評価.....	96
3 こどもへの意見聴取及び反映.....	96
資料編.....	97
1 計画策定の経過.....	97
2 流山市子ども・子育て会議委員.....	99
3 子育てにやさしいまちづくり条例.....	100
4 用語集.....	101





さらに、同年12月には、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していく総合的な対策として、「こども未来戦略」が閣議決定されました。戦略では、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの項目に沿って、具体的な施策が示されました。

### ○児童福祉法の改正

令和4年6月に成立し、令和6年4月に施行された改正児童福祉法では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業の新設等が示されました。

### ○子ども・子育て支援法の改正

先述した「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、改正子ども・子育て支援法が令和6年6月に成立しました。具体的には、児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設、「産後ケア事業」の計画的な提供体制の整備などが盛り込まれています。

### ○子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和6年6月の改正では、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。また、貧困対策の指標の一つとしてひとり親世帯の養育費受領率の向上が盛り込まれています。

### ○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の制定

令和6年6月に成立・公布された「こども性暴力防止法」では、こどもへの性被害を防止する目的で創設され、いわゆる日本版 DBS 法として、保育所や児童養護施設、障害児施設、学校等において従事する人の性犯罪歴の確認が義務づけられ、性犯罪者の就労を事実上制限する取組が令和8年度中に施行されます。



## 2 千葉県の動向

千葉県では、子ども・子育て支援法に基づき市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づき子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策の方向性や目標を定めた「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」を継承する一体的な計画として、令和2年3月に、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」を策定しました。また、子どもの貧困対策を総合的に推進する「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を令和2年8月に策定しました。

また、多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むため、令和5年3月に「第4次千葉県青少年総合プラン」を策定しました。



### 3 流山市の状況

本市は、平成17年につくばエクスプレスが開業し、つくばエクスプレス沿線開発に伴うまちづくりに合わせ、「都心から一番近い森のまち」をイメージとして掲げ、共働き子育て世帯をメインターゲットとしたシティプロモーションなどを進めた結果、人口はつくばエクスプレス開業時（平成17年）の約15万2千人から、令和6年4月には約21万1千人と、約6万人増加しています。

本市においては、平成19年度に「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」を制定し、次代を担うこどもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備の基本方針等を定めました。

さらには、子ども・子育て支援法において、市町村に策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」について、平成26年度に「(第1期)子どもをみんなで育む計画(以下、「第1期計画」という。)」を「流山市次世代育成支援行動計画」と一体的に策定したところです。

第1期計画では、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念とし、「流山市総合計画」や「流山市第5期障害福祉計画・流山市第1期障害児福祉計画」等との整合を図り、各種事業の推進を行いました。

また、令和2年度には「第2期子どもをみんなで育む計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、次世代育成支援対策推進法、そして、第1期計画の基本理念等を引き継ぎながら、本市における子ども・子育て支援の一層の推進を図りました。

第2期計画においては、待機児童の解消及び更なる保育需要の対応を目的として、認可保育所等の整備を推し進め、令和6年4月時点で、待機児童数は0人となっています。また、核家族化・地域のつながりの希薄化などにより、家族などから家事・育児の援助が十分に受けられず、不安を持つ妊産婦などによる相談が増えていることから、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないサポート環境の充実と、地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりを進めてまいりました。更に、保護者が就労などにより放課後家庭にいない世帯が増えており、すべての小学校区に学童クラブを設置しており、学童クラブの利用者は、人口増や保護者の就労環境の変化などにより、今後も増加が見込まれます。こどもや子育て家庭を取り巻く課題は多様化していることから、状況に応じて対応することが求められます。



## 4 計画策定の考え方

こども計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とし、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「流山市次世代育成支援行動計画」に加え、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者育成支援計画」を含めた一体的な計画として策定します。

市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

### ・本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

※特別な場合とは、例えば、

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
- ・固有名詞を用いる場合
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

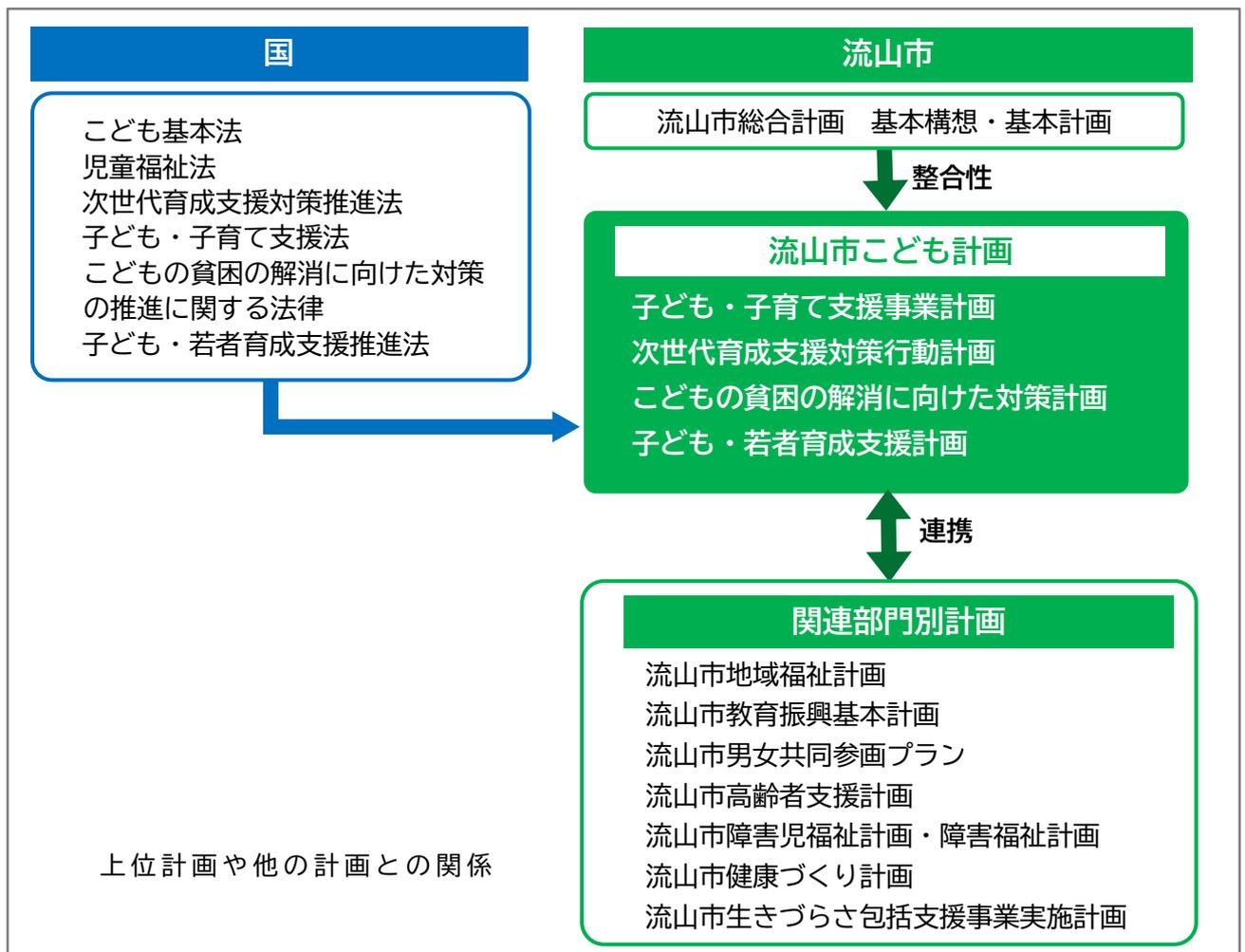


## 5 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置付け

本計画は、「流山市総合計画」を上位計画とし、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、こどもに関する以下の法定計画と一体のものとする総合的な計画とします。

- ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援計画」



(2) こどもにやさしいまちづくり（ユニセフ）について

「こどもにやさしいまち」とは、こどもの最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記されたこどもの権利を満たすために、積極的に取り組むまちのことです。ユニセフでは、ユニセフ日本型こどもにやさしいまちの構成要素として以下の10項目を挙げています。

- ①こどもの参画 こどもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと
- ②こどもにやさしい法的枠組み こどもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること
- ③都市全体にこどもの権利を保障する施策 子どもの権利条約に基づき、こどもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること
- ④こどもの権利部門または調整機構 こどもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること
- ⑤こどもへの影響評価 こどもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後にこどもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること
- ⑥こどもに関する予算 こどものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること
- ⑦こどもの報告書の定期的発行 こどもたちとこどもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること
- ⑧こどもの権利の広報 大人やこどもの間にこどもの権利について気づくことを保障すること
- ⑨こどものための独自の活動 こどものオンブズマン、こどものコミッショナーなど、こどもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援をすること
- ⑩当該自治体にとって特有の項目 人口、産業形態、地理的状況など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと

出典：こどもにやさしいまちとは？（ユニセフホームページ）

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として、以下の枠で囲んだ目標が挙げられます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部資料



## 6 計画期間・計画の対象

### (1) 計画期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で1期として策定します。  
 なお、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」については、状況に応じて中間年度（令和9年度）に計画の見直しを行います。

令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
<b>前計画</b> 第2期流山市子どもをみんなで育む計画 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画					<b>本計画</b> 流山市こども計画 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 こどもの貧困の解消に向けた対策計画 子ども・若者育成支援計画				

### (2) 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者や妊娠期の方及び子育て家庭を対象とします。計画の対象となるこども・若者は、原則として0歳から概ね29歳までとします。

	0歳	15歳	18歳	29歳
こども				
若者				

こども・若者の対象年齢イメージ



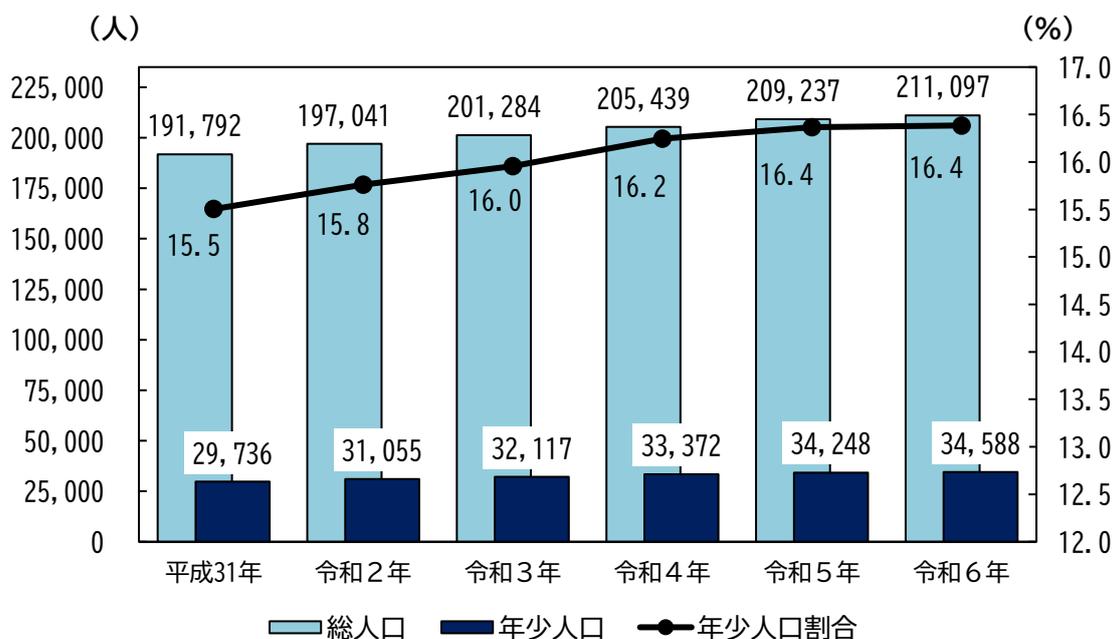
## 第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口動態

流山市では、平成17年につくばエクスプレスが開業し、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進みました。本市は住民誘致のメインターゲットを子育て世代と定め、保育園の新設・増設や送迎保育ステーションなど積極的な子育て施策を進めてきました。

#### (1) 総人口と年少人口の推移

流山市の人口は、令和6年4月1日現在、211,097人と増加傾向で推移しています。年少人口（15歳未満）は、平成31年の29,736人から令和6年には34,588人となり、4,852人増加しています。年少人口割合は令和6年で16.4%と増加傾向となっています。

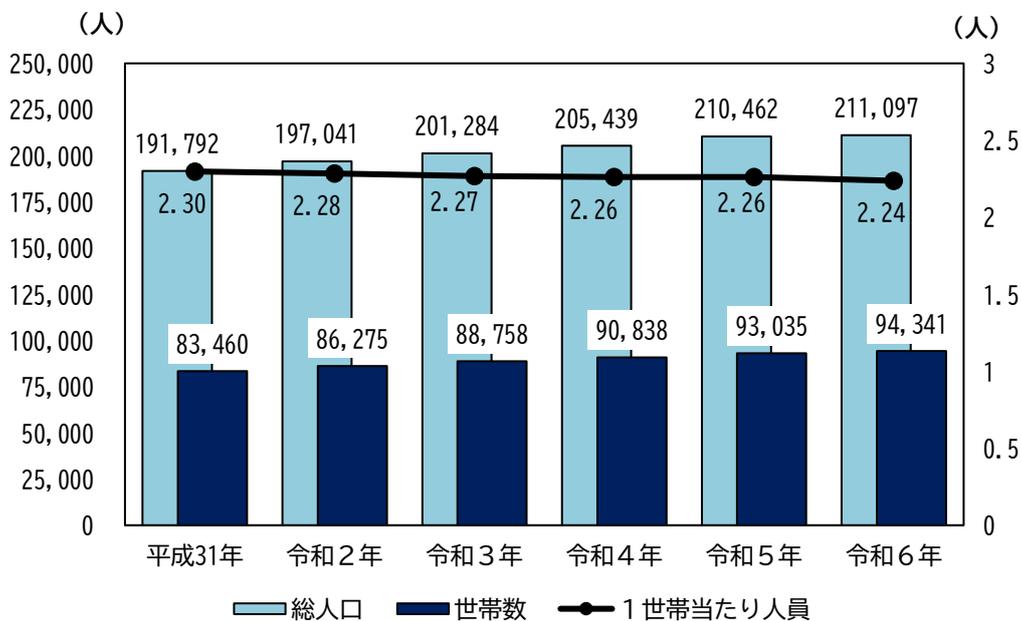


出典：流山市 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、令和6年4月1日時点で 94,341 世帯あり、平成31年から 10,881 世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和6年4月1日現在の1世帯あたりの人員は 2.24 人となっています。



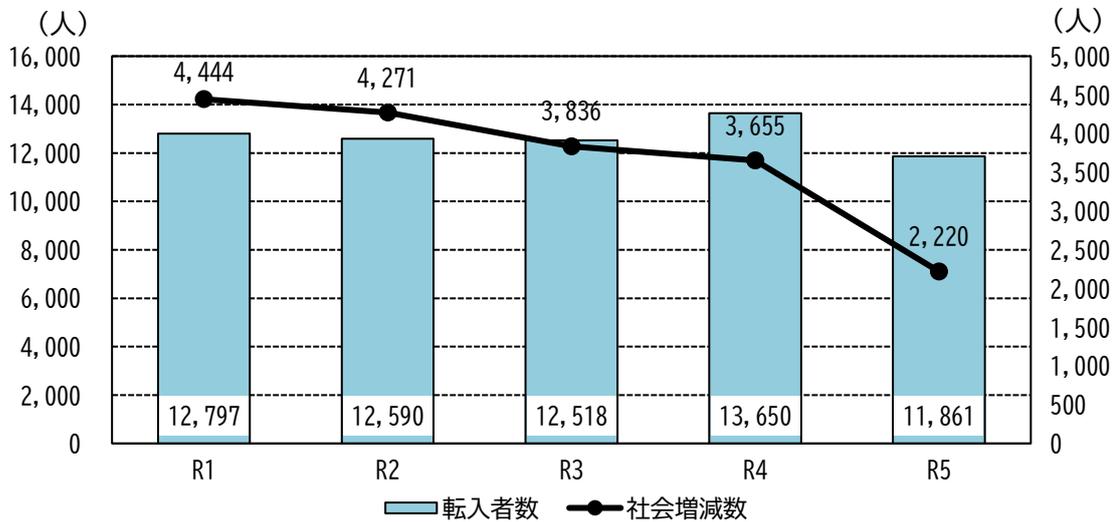
出典：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）



(3) 転入転出者数

① 転入者数と社会増減数

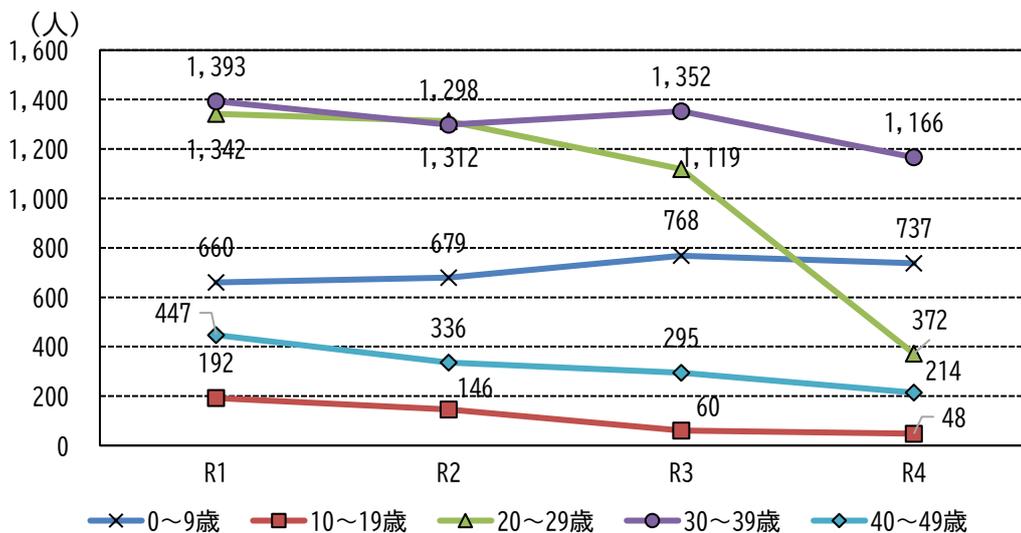
転入者数は1万2千人前後を推移しています。社会増加数は、年々減少しており、令和5年には2,220人となっています。



出典：流山市統計書

② 年齢別社会増減数

年齢別に社会増減数をみると、0～9歳、20～29歳、30～39歳の転入者数が多くなっています。20～29歳については、令和4年に大きく減少しています。



出典：流山市統計書



(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、令和2年時点の核家族世帯(53,901世帯)は、総世帯数(83,001世帯)の64.9%を占め、「夫婦のみ」、「夫婦と子ども」、「女親と子ども」、「男親と子ども」世帯が増加し続けています。また、核家族世帯の52.9%が「夫婦と子ども」世帯となっています。

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	6歳未満	18歳未満
					親族のいる世帯	親族のいる世帯
総世帯数	57,233	64,861	70,733	83,001	10,740	21,911
A 親族世帯	43,676	47,440	50,766	57,194	10,727	21,863
I 核家族世帯	38,825	42,847	46,896	53,901	10,417	20,785
(1)夫婦のみ	12,457	15,029	16,883	18,939		1
(2)夫婦と子ども	21,916	22,711	24,372	28,502	10,085	19,210
(3)男親と子ども	745	845	929	1,037	20	158
(4)女親と子ども	3,707	4,262	4,712	5,423	312	1,416
II その他の親族世帯	4,851	4,593	3,870	3,293	310	1,078
(5)夫婦と両親	172	169	137	104		
(6)夫婦とひとり親	628	648	538	510		
(7)夫婦、子どもと両親	764	636	443	293	53	192
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,684	1,442	1,177	893	114	415
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	126	148	142	120	2	17
(10)夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	404	437	408	340	76	210
(11)夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	57	69	53	38	4	6
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	221	205	115	82	27	62
(13)兄弟姉妹のみ	263	291	316	363		1
(14)他に分類されない親族世帯	532	548	541	550	34	175
B 非親族世帯	307	632	675	777	13	48
C 単独世帯	13,250	16,775	19,273	24,552		

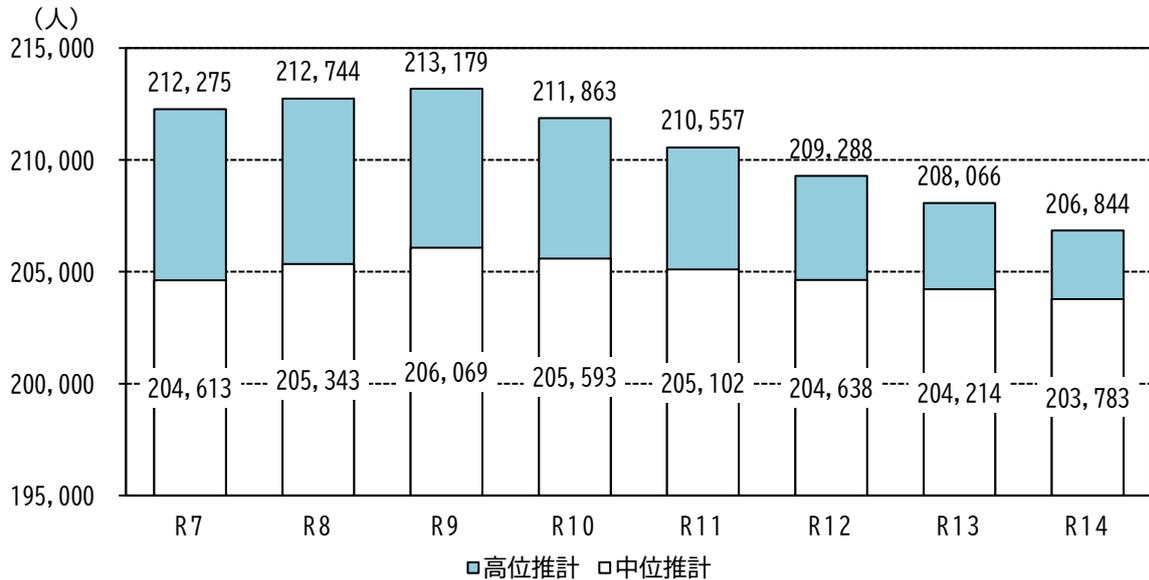
出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(5) 流山市の将来人口推計

①将来人口中位推計・高位推計

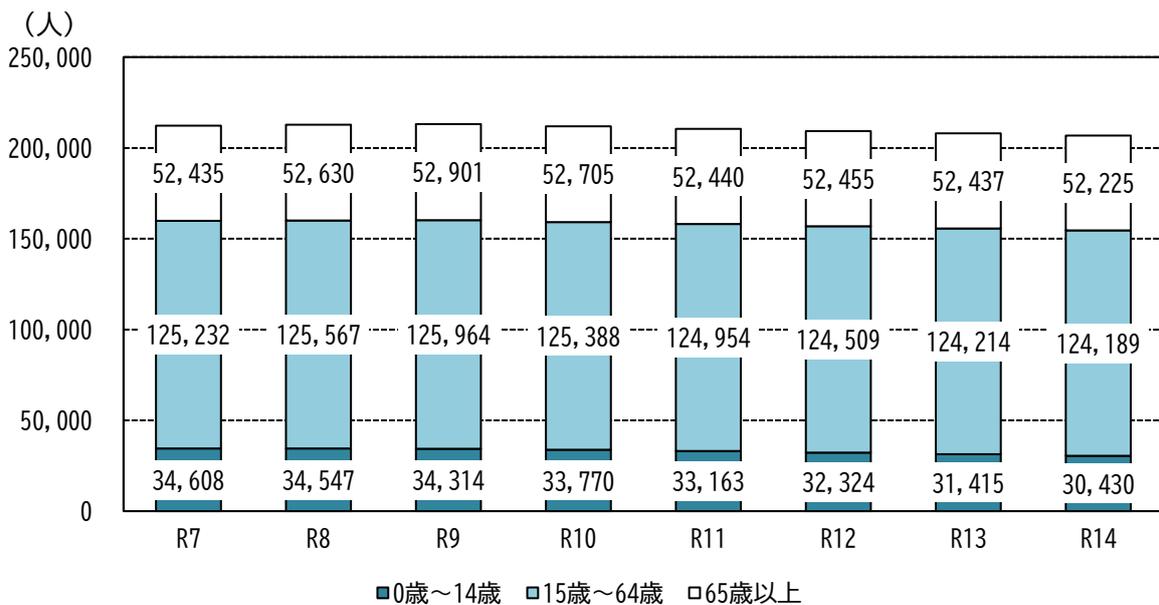
将来人口推計によると、中位推計・高位推計ともに、令和9年をピークに緩やかに減少していくものの、20万人を維持するものと推計されています。



出典：流山市次期総合計画における将来人口推計調査報告書（平成30年3月）

②将来人口・年齢3区分別人口（高位推計）

高位推計における年齢3区分別の将来人口推計をみると、年少人口（15歳未満）については、令和7年より緩やかに減少していくものの、3万人を維持するものと推計されています。

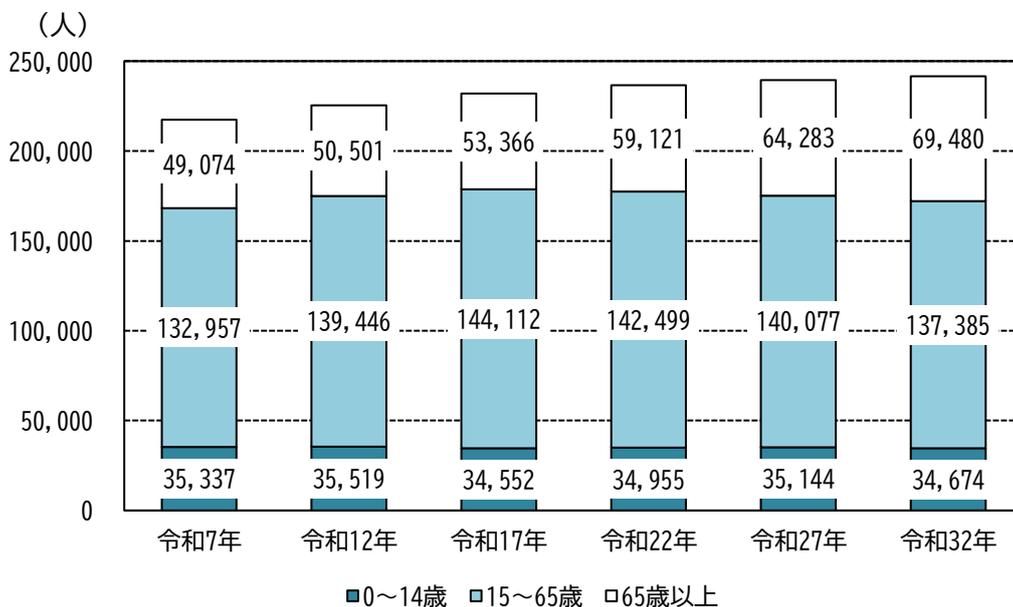


出典：流山市次期総合計画における将来人口推計調査報告書（平成30年3月）



③国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計（令和2年の国勢調査を元に算出）によると、流山市は令和32年まで人口が増加するものと推計されています。年少人口（15歳未満）については、3万5千人前後を維持するものと推計されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）

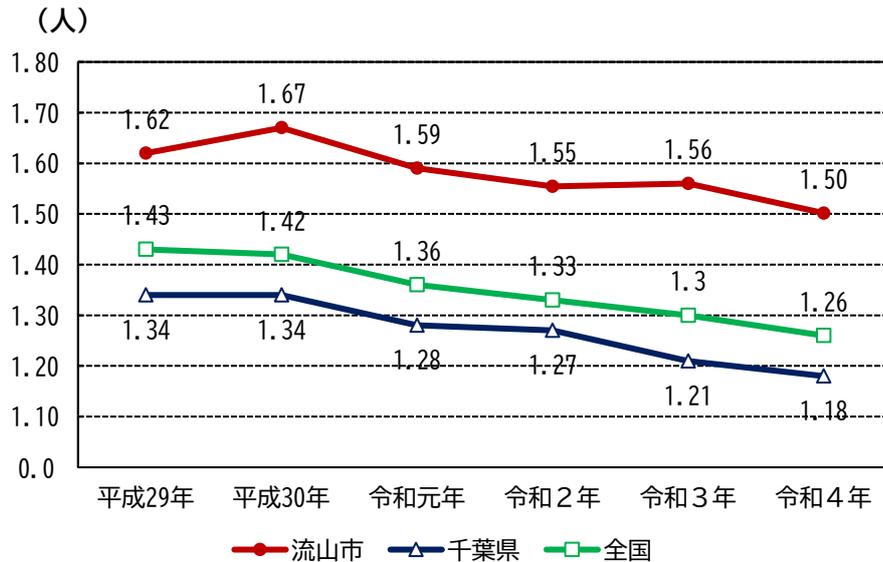


## 2 少子化の動向

### (1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成30年には1.67まで上昇し、その後減少傾向で推移しています。令和4年では依然として県の1.18及び全国の1.26を上回る、1.50となっています。

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。

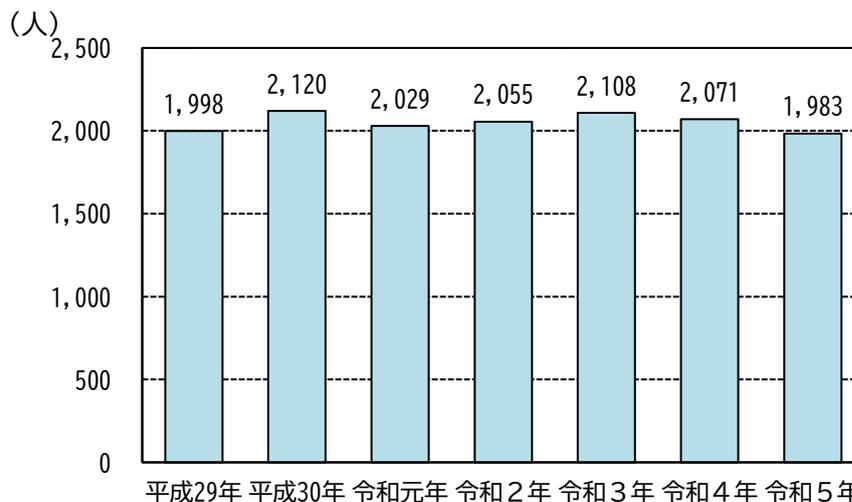


出典：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

### (2) 出生数、出生率の推移

#### ① 出生数

出生数の推移をしてみると、増減はあるものの、概ね2,000人前後で推移しており、令和5年では1,983人となっています。



出典：流山市統計書

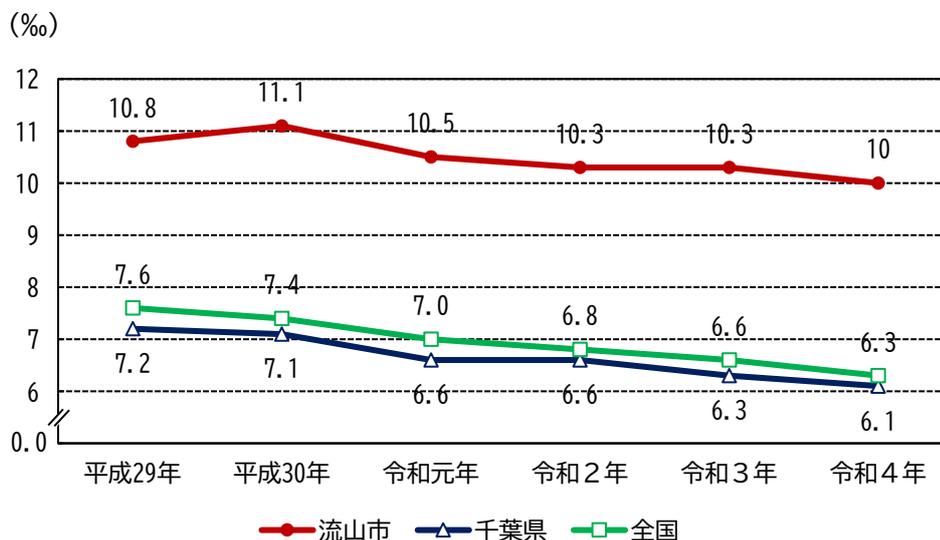


## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

### ②出生率

出生率の推移を県、全国と比較すると、増減はあるものの、令和4年では10.0%（パーミル）で県及び全国を上回っています。

※出生率：人口千人あたりに対するその年の出生数の割合



出典：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

### ③母の年齢階級別出生数の推移

階級別出生数の推移をみると、増減はあるものの、30～39歳の出生数が全体の約70%で推移しています。

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	1,984	2,082	1,989	2,027	2,078	2,041
15～19歳	7	5	5	7	3	4
20～24歳	70	75	46	77	60	48
25～29歳	433	475	422	412	464	433
30～34歳	835	851	875	793	834	853
35～39歳	515	572	514	609	567	577
40～44歳	120	102	123	126	144	121
45～49歳	4	2	4	3	6	5
50歳以上	0	0	0	0	0	0
不詳						

出典：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）



(3) 年齢階級別未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、令和2年時点の男性の未婚率は、30～34歳が33.7%、35～39歳では23.6%となっており、30歳代の男性のおおよそ3割が未婚となっています。県及び全国と比べると、未婚率の割合が低い年齢層が多くなっています。

※未婚率：年齢区分ごとの一度も結婚したことが無い人の割合

単位：%

	流山市				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	99.7	98.8	99.7	99.7	99.1	99.1
20～24歳	95.9	89.1	96.5	92.1	88.6	88.5
25～29歳	75.9	60.1	70.4	63.2	65.8	65.4
30～34歳	48.0	33.9	39.8	33.7	44.2	43.7
35～39歳	30.2	22.4	29.1	23.6	33.7	32.4
40～44歳	21.6	16.2	26.1	22.4	29.0	27.6
45～49歳	15.7	11.5	24.4	23.5	27.3	25.8
50～54歳	11.2	7.7	18.9	22.8	23.8	23.0
55～59歳	7.0	5.4	14.1	18.3	19.3	18.8
60～64歳	3.2	4.2	10.3	13.7	15.1	14.9
65～69歳	1.8	3.3	6.5	9.2	11.9	11.9
70～74歳	1.2	3.2	2.9	6.5	7.8	7.9
75～79歳	0.7	3.4	1.7	2.9	4.2	4.2
80～84歳	0.9	3.6	1.0	1.7	2.3	2.4
85歳以上	1.0	2.7	0.5	0.3	0.4	0.4

出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(4) 年齢階級別未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、令和2年時点の女性の未婚率は、30～34歳で24.4%となっており、およそ4人に1人が未婚となっています。平成22年時点と比べると、44歳以下の未婚割合が低くなっており、45歳以上の未婚割合が増加しています。

千葉県及び全国の割合と比べると、割合が低くなっている年齢層が多くなっています。

※未婚率：年齢区分ごとの一度も結婚したことが無い人の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	99.2	99.9	99.7	99.6	99.2	99.1
20～24歳	91.2	91.9	93.3	90.1	87.9	87.1
25～29歳	62.5	58.4	58.4	52.6	59.4	58.2
30～34歳	33.9	31.2	28.3	24.4	33.7	33.6
35～39歳	17.1	21.7	18.9	16.1	22.9	22.8
40～44歳	11.0	14.2	17.3	14.1	18.6	18.8
45～49歳	6.4	11.2	13.7	15.9	16.6	17.0
50～54歳	3.8	6.7	10.6	12.8	13.7	14.7
55～59歳	2.9	4.3	6.5	10.1	10.1	11.0
60～64歳	2.0	2.9	3.9	6.3	6.9	7.7
65～69歳	2.6	2.1	2.9	4.2	4.8	5.7
70～74歳	2.0	2.5	2.3	3.1	3.8	4.8
75～79歳	3.0	2.5	2.5	2.5	3.0	3.9
80～84歳	3.0	3.2	2.2	3.0	3.0	3.4
85歳以上	2.1	3.3	4.0	2.2	1.7	1.9

出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(5) 年齢階級別労働力率の推移と比較（男性）

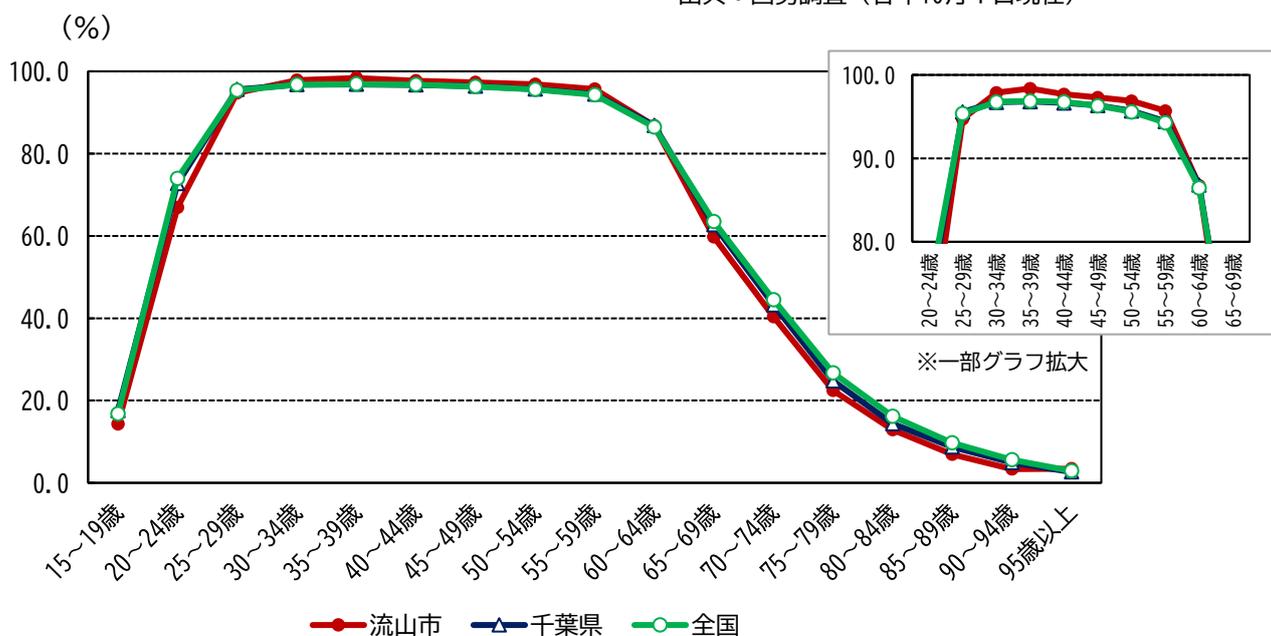
令和2年時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である30～39歳代では、千葉県及び全国と比べると、ほぼ同水準、あるいは、若干高くなっています。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	16.4	15.2	14.7	14.3	17.6	16.7
20～24歳	56.2	58.5	60.1	66.9	72.7	74.0
25～29歳	89.4	93.7	93.5	94.7	95.6	95.4
30～34歳	93.7	98.0	97.5	97.9	96.7	96.8
35～39歳	94.9	98.5	98.0	98.4	96.8	96.9
40～44歳	95.6	98.5	97.5	97.7	96.7	96.8
45～49歳	95.9	98.1	97.2	97.3	96.3	96.3
50～54歳	95.8	98.1	96.9	96.9	95.7	95.6
55～59歳	94.5	96.4	95.5	95.7	94.4	94.3
60～64歳	74.9	82.0	83.1	86.7	86.8	86.5
65～69歳	47.5	52.0	53.1	59.8	62.7	63.5
70～74歳	27.9	31.1	31.5	40.4	43.2	44.5
75～79歳	17.3	16.9	18.5	22.5	24.8	26.7
80～84歳	10.8	11.3	10.0	12.9	14.4	16.2
85歳以上	6.4	7.6	5.2	13.6	16.2	18.2

出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(6) 年齢階級別労働力率の推移と比較（女性）

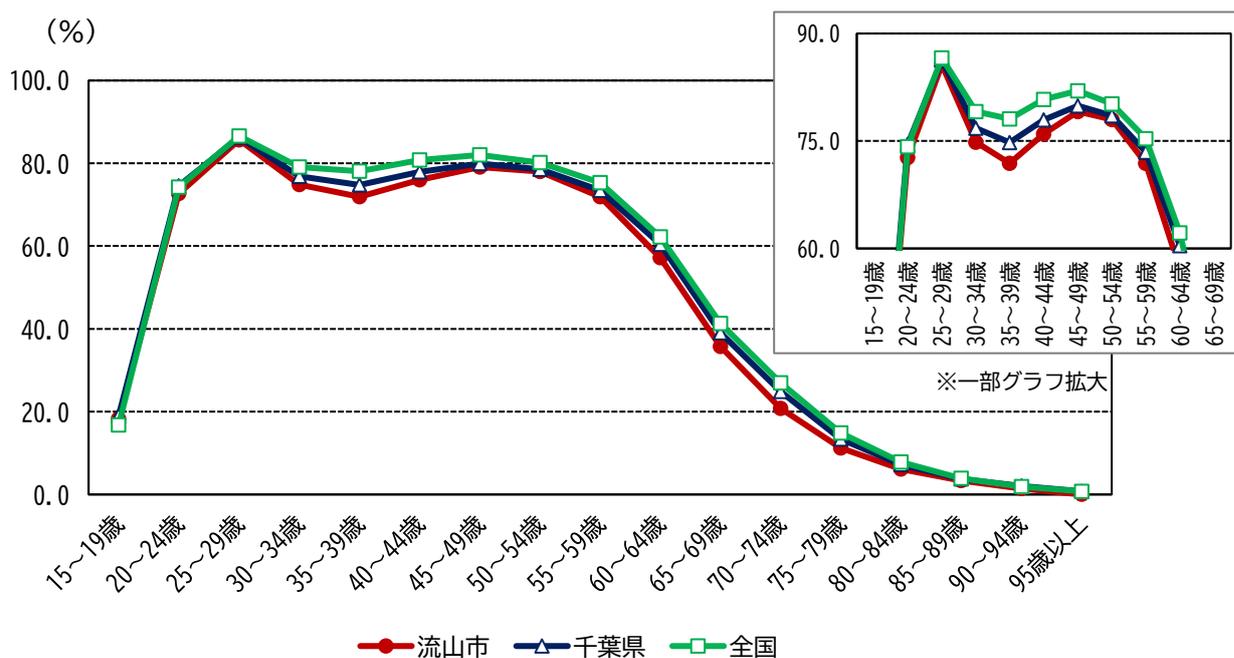
令和2年時点の女性の労働力率は、千葉県及び全国と比べると低くなっていますが、平成27年時点の労働力率と比較すると、高くなっています。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	17.4	17.2	15.7	18.2	19.0	16.8
20～24歳	64.3	68.4	67.4	72.7	74.5	74.2
25～29歳	72.9	77.8	81.1	85.7	86.3	86.6
30～34歳	57.9	64.5	71.1	74.8	76.8	79.1
35～39歳	54.7	59.9	66.9	71.9	74.8	78.1
40～44歳	64.3	66	70.7	76.0	78.0	80.8
45～49歳	68.6	71.8	75.7	79.1	79.9	82.0
50～54歳	61.6	68.2	73.7	78.0	78.5	80.2
55～59歳	51	57.4	64.2	71.9	73.5	75.3
60～64歳	31.3	40.6	45.5	57.2	60.4	62.2
65～69歳	18.7	22.1	27.1	35.8	39.1	41.3
70～74歳	10.3	12.8	14.7	20.8	24.9	26.9
75～79歳	7.2	7.8	8.6	11.2	13.3	14.9
80～84歳	4.8	6	4.5	6.1	7.2	7.8
85歳以上	1.4	2.3	2.1	4.7	6.6	6.6

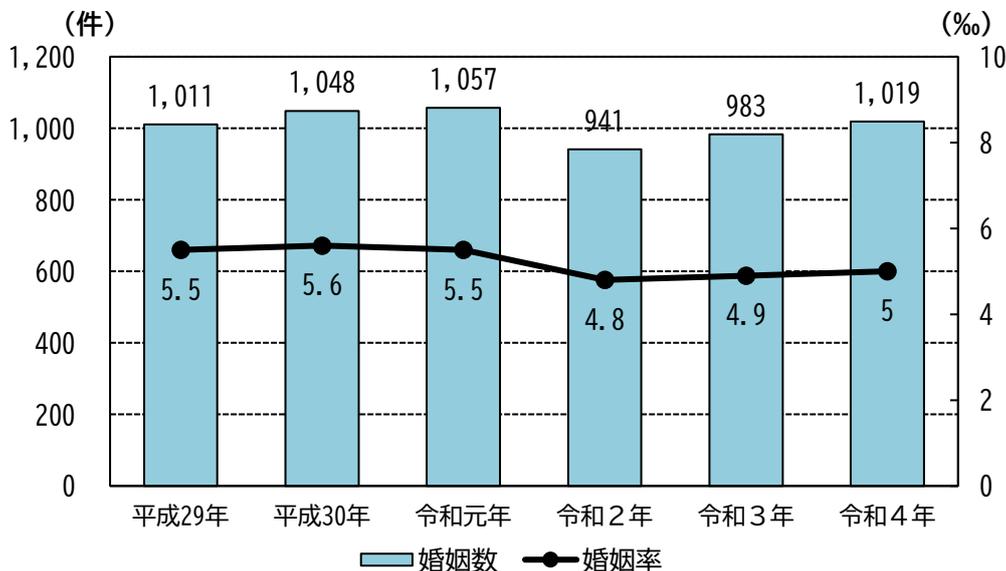
出典：国勢調査（各年10月1日現在）



(7) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数、婚姻率の推移は、増減を繰り返しており、令和4年時点で1,019件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は5.0%となっています。

※婚姻率：人口千人あたりに対する婚姻件数の割合

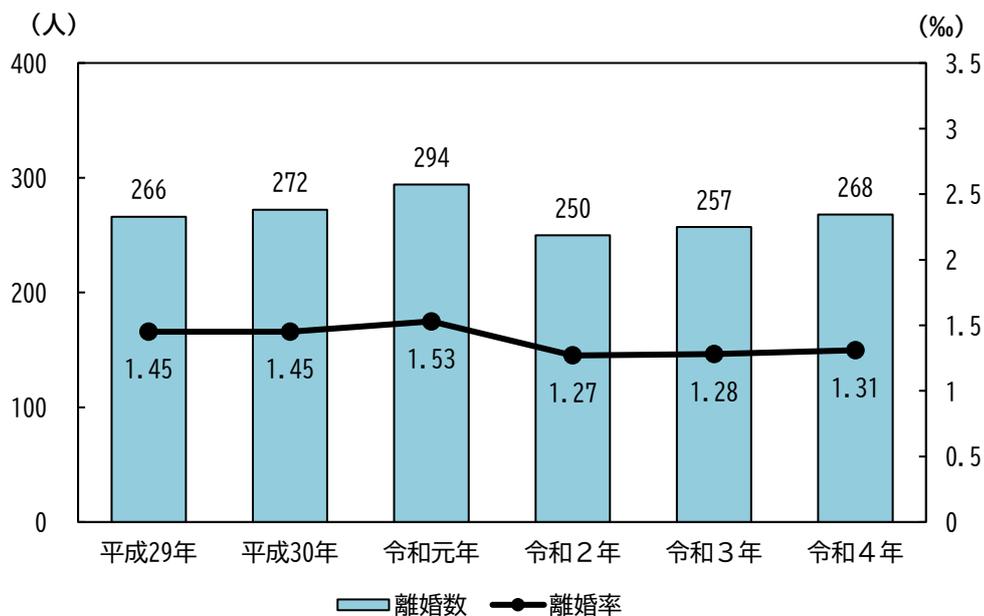


出典：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(8) 離婚数、離婚率の推移

離婚数、離婚率は、増減を繰り返しており、令和4年時点で268件となっています。離婚率（人口千人あたり）は1.31%となっています。

※離婚率：人口千人あたりに対する離婚件数の割合



出典：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）



### 3 保育環境・教育環境の状況

#### (1) 認可保育所等入所児童数

認可保育所等入所児童数は、増加傾向で推移しており、令和6年度では、令和元年度から2,262人の増加となっており、保育ニーズの高まりがうかがえます。

単位：人

種別		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立 認可保育所	入所児童数	574	537	521	513	550	548
	定員数	660	660	660	660	600	600
	定員充足率	87.0%	81.4%	78.9%	77.7%	91.7%	91.3%
	施設数	5	5	5	5	5	5
私立 認可保育所	入所児童数	4,357	4,947	5,491	5,946	6,389	6,430
	定員数	4,578	5,305	6,287	7,030	7,101	6,979
	定員充足率	95.2%	93.3%	87.3%	84.6%	90.0%	92.1%
	施設数	43	51	63	71	73	72
認定こども 園	入所児童数	440	459	456	456	429	666
	定員数	459	459	459	456	456	716
	定員充足率	95.9%	100%	99.3%	100%	94.1%	93.0%
	施設数	3	3	3	3	3	6
小規模 保育事業所	入所児童数	296	337	375	393	292	285
	定員数	319	337	375	393	374	374
	定員充足率	92.8%	100%	100%	100%	78.1%	76.2%
	施設数	17	18	20	21	21	21
合計	入所児童数	5,667	6,280	6,843	7,308	7,660	7,929
	定員数	6,016	6,761	7,781	8,539	8,531	8,669
	定員充足率	94.2%	92.9%	87.9%	85.6%	89.8%	91.5%
	施設数	68	77	91	100	102	104

各年度4月1日現在

#### (2) 認可保育所等待機児童数（国基準）

認可保育所等待機児童数は、令和5年度より0人となっています。

単位：人

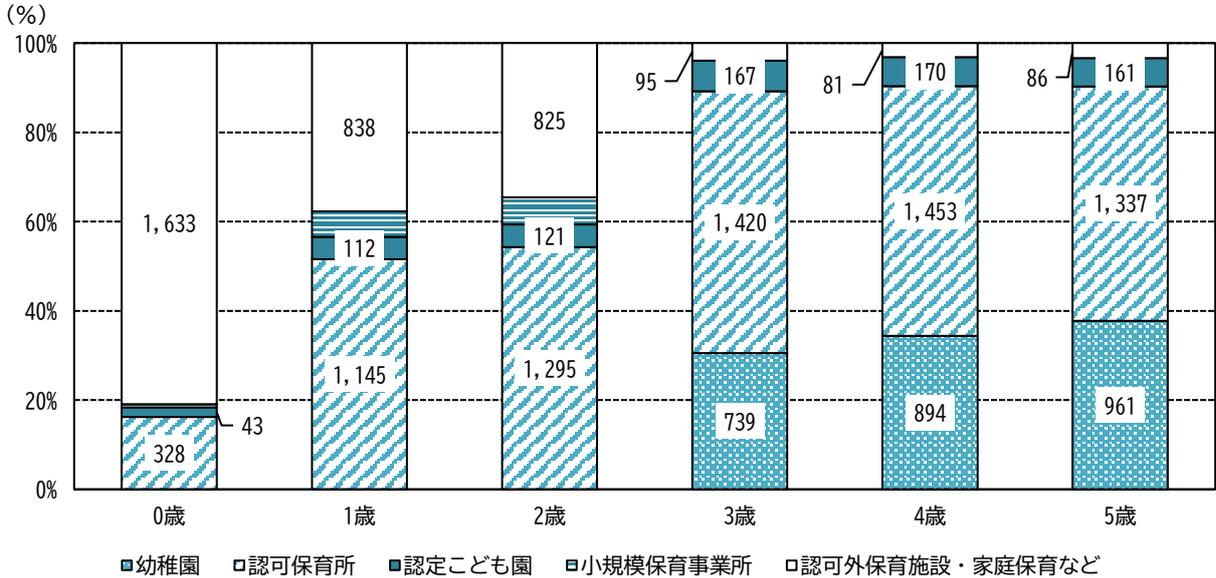
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	4	2	0	1	0	0
1歳	26	15	0	1	0	0
2歳	6	8	0	1	0	0
3歳	6	1	0	0	0	0
4歳	0	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0	0
合計	42	26	0	3	0	0

各年度4月1日現在



(3) 未就学児の就園状況

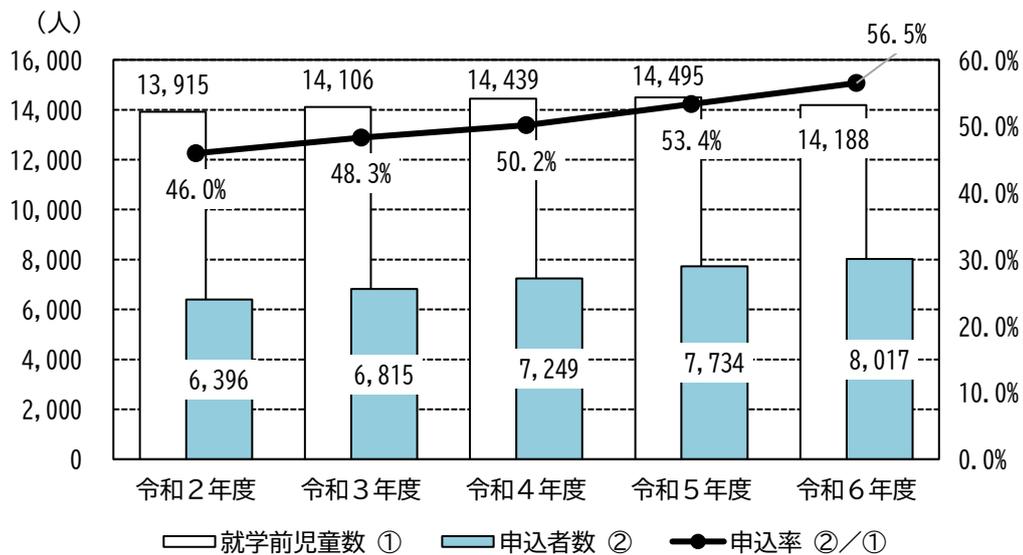
令和6年4月1日時点の未就学児の就園状況について、0歳では約8割が家庭にいるものの、1、2歳で約半数が認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所に通っています。3歳以降では約9割が幼稚園、認可保育所、認定こども園に通っています。



令和6年4月1日時点

(4) 認可保育所等の申込率（共働きの率）

認可保育所等への申込率は年々増加傾向にあり、令和6年度においては就学前児童数のうち56.5%となっています。



各年度4月1日現在



(5) 幼稚園の入園児童数

幼稚園の入園児童数は、令和3年度から減少傾向となっています。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園児数(公立)	46	42	37	22	28	22
園児数(私立)	2,676	2,610	2,625	2,506	2,335	2,190
園児数計	2,722	2,652	2,662	2,528	2,363	2,212
定員	3,140	3,040	3,040	3,050	3,050	3,050
定員充足率	86.7%	87.2%	87.6%	82.9%	77.5%	72.5%

出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(6) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数

学童クラブの入所状況は、令和元年度から9か所の学童クラブを増設し、入所児童数も1,840人増加しています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数	2,110	2,419	2,608	3,020	3,449	3,950
定員	2,380	2,540	3,080	3,240	3,240	3,748
定員充足率	88.7%	95.2%	84.7%	93.2%	106.5%	105.4%
施設数	31	35	37	39	38	40

出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

※学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

※定員を超えた受入については、定員に含まない学校教室等の活用により対応を行いました。

(7) 小学校・中学校の状況

在学者数の状況は、小学校、中学校とも増加傾向で推移しています。

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	児童数	10,863	11,317	12,068	12,682	13,296	13,814
	学校数	16	16	17	18	18	18
中学校	生徒数	4,344	4,435	4,605	4,749	4,914	5,121
	学校数	9	9	9	9	10	10

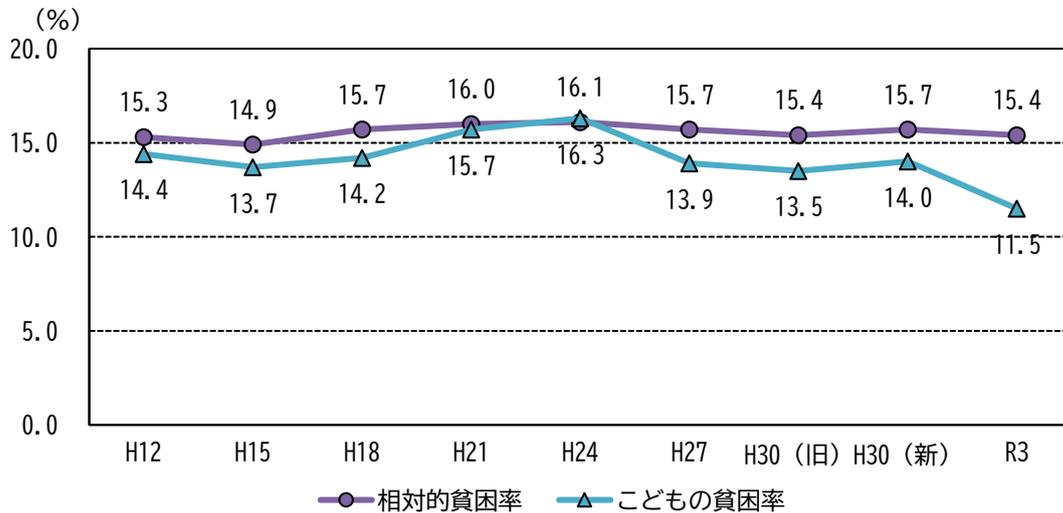
出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）



## 4 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

### (1) こどもの貧困率

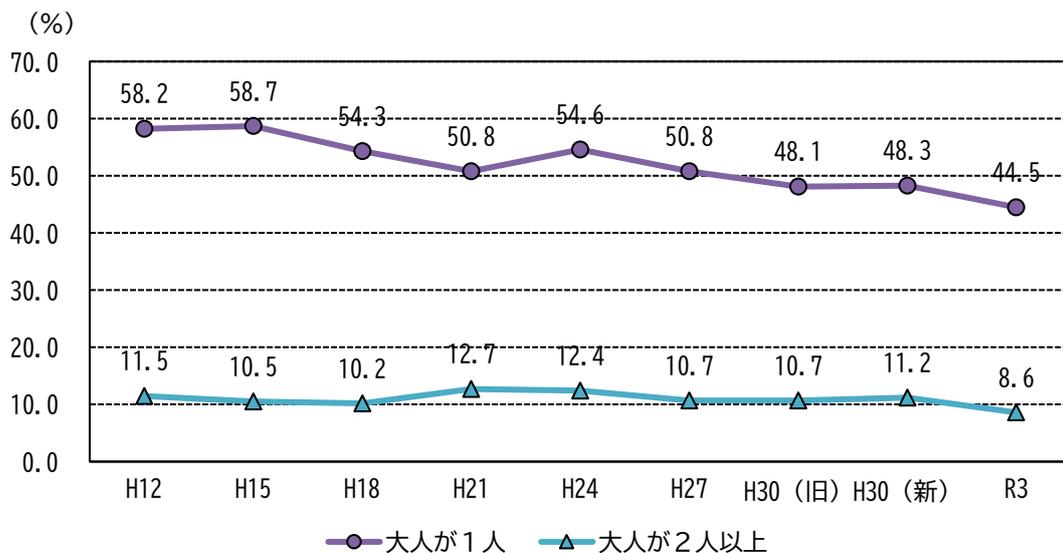
厚生労働省の国民生活基礎調査によると、全国の相対的貧困率は令和3年においては15.4%となっており、こどもの貧困率をみると、令和3年は11.5%となっています。



※相対的貧困率：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

※こどもの貧困率：こどもの貧困率とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合をいう。

また、子どもがいる現役世帯では、大人が1人の世帯と2人以上の世帯の貧困率には大きな開きがあります。



出典：厚生労働省 令和4年国民生活基礎調査



(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達した最初の年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭等の方に手当を支給するものです。児童扶養手当の受給者数は令和5年度で723人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	712	689	732	714	723

出典：流山市行政報告書

(3) 小・中学校就学援助の状況

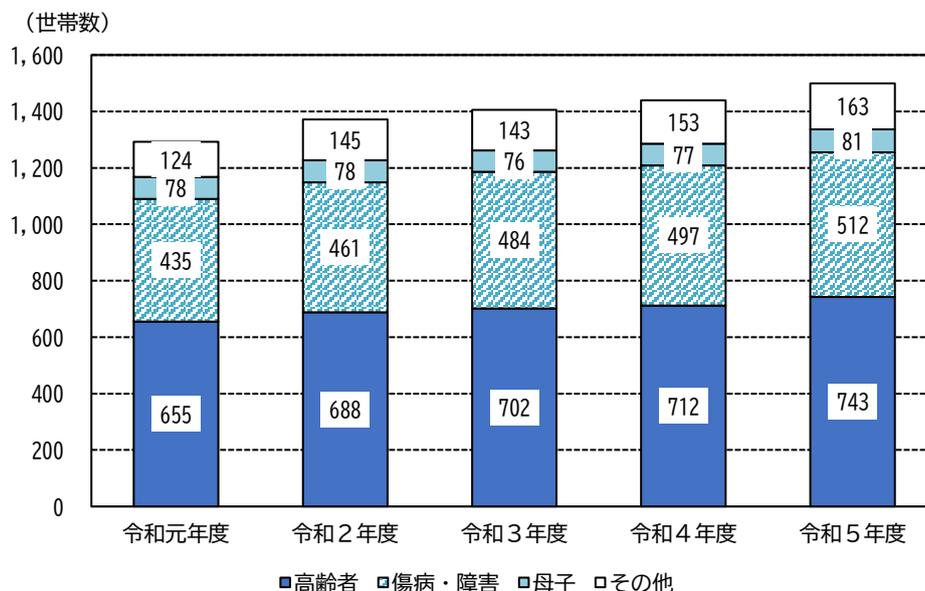
就学援助は、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行うものです。就学援助人数は、令和5年度で3,573人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
援助人数	3,643	3,431	3,419	3,712	3,573

出典：流山市行政報告書

(4) 生活保護の被保護世帯の状況

生活保護の被保護世帯数は年々増加傾向となっています。母子世帯の被保護世帯数は横ばいとなっています。



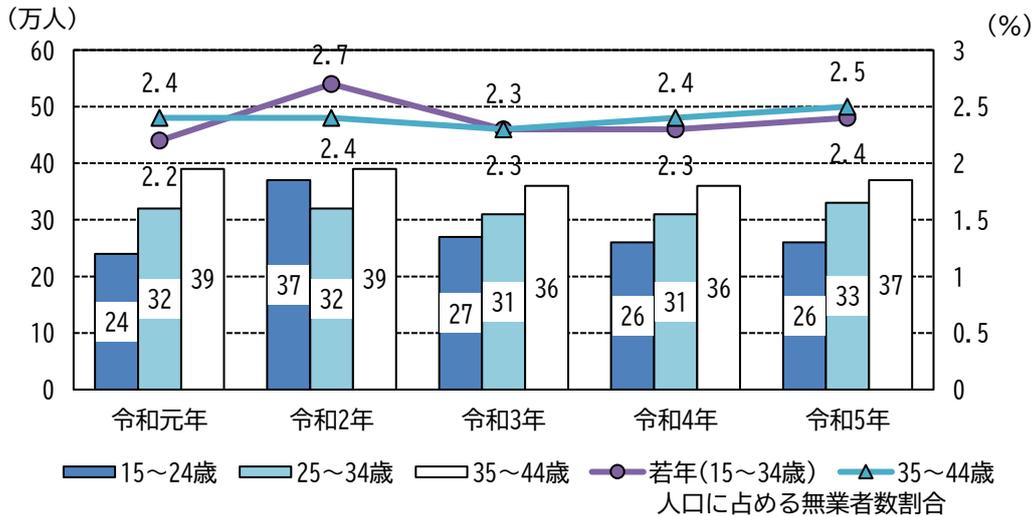
出典：流山の保健・福祉



(5) 若年無業者数の推移

全国の若年無業者数の推移をみると、15～44歳で100万人前後の無業者がおり、年代が高くなるにつれ無業者数が増えています。人口に占める若年無業者割合は、令和2年に増加しています。

※若年無業者：15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者



出典：総務省 労働力調査

(6) 高等学校の中途退学者と中途退学率

全国における高等学校の中途退学者は令和4年度において43,401人となっています。千葉県における高等学校の中途退学者は令和4年度において1,718人となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国在籍者	3,422,024	3,369,766	3,301,737	3,232,360	3,198,766
中退者	48,594	42,882	34,965	38,928	43,401
中途退学率	1.4%	1.3%	1.1%	1.2%	1.4%
千葉県在籍者	157,774	155,568	153,726	149,608	148,825
中退者	2,160	1,697	1,408	1,530	1,718
中途退学率	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.2%

出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について



## 5 各種調査からみる流山市の現状

本計画の策定にあたり、子ども・若者や子育て当事者、子育て支援者を対象にアンケート調査やヒアリング調査等を実施しました。

### (1) アンケート調査からみる現状

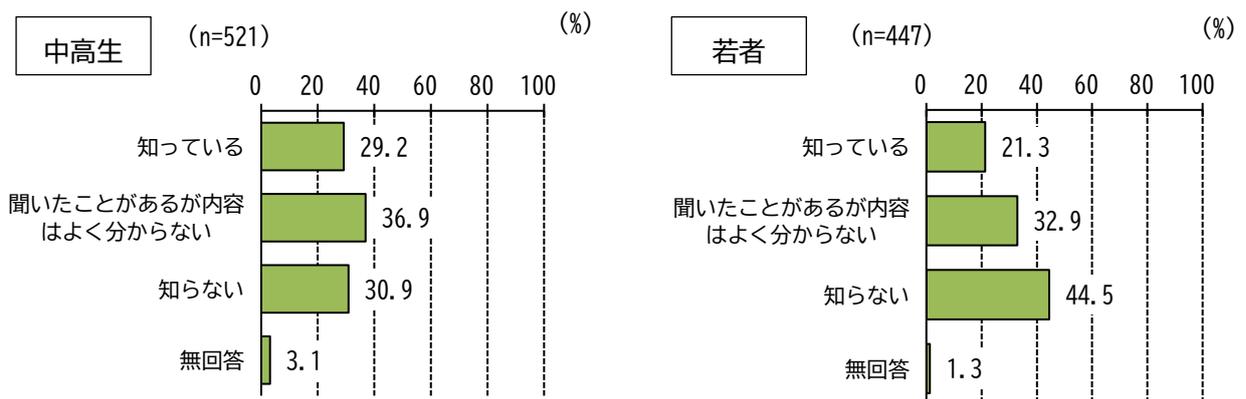
本計画の策定にあたり、流山市の子ども・若者や子育て世帯を取り巻く状況、生活状況、意識等の現状を把握するため、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

実施内容	実施時期	対象者	調査数	回答件数	回答率
こどもの生活状況に関する実態調査	令和5年11月～12月	市立全小学校5年生	2,000	1,771	88.6%
		市立全中学校2年生	1,640	1,558	95.0%
		小学5年生及び中学2年生の保護者	3,640	1,609	44.2%
子ども・若者意識調査	令和6年3月	中学生～高校生等(13～18歳)	1,500	521	34.7%
		若者(19～29歳)	1,500	447	29.8%
(仮称)流山市子ども計画策定に関するニーズ調査	令和6年6月	就学前のこどもの保護者	2,000	1,219	61.0%
		小学生のこどもの保護者	2,000	1,225	61.3%

### (2) 調査結果から分かる子ども・若者の状況

#### ① 子どもの権利条約の認知度

子どもの権利条約について「知っている」と回答した中高生は29.2%、若者は21.3%、「知らない」と回答した中高生は30.9%、若者は44.5%となっています。



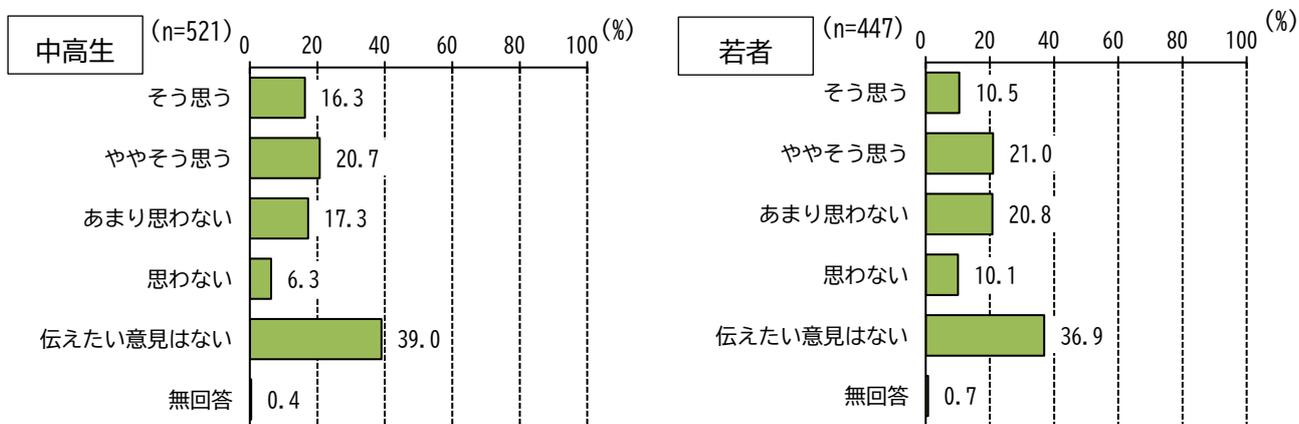
出典：流山市子ども・若者意識調査



## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

### ②市に自分の思いを伝えること

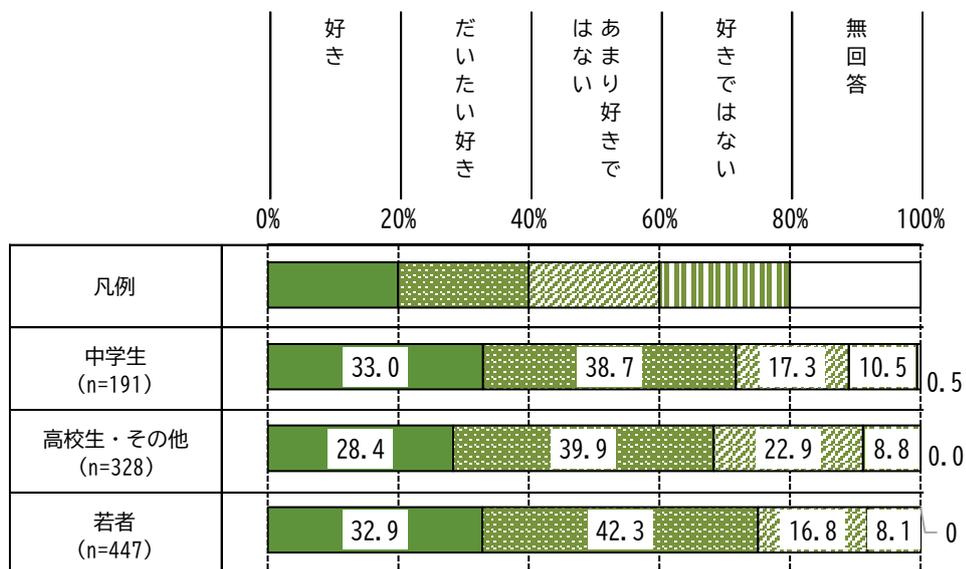
市に自分の思いを伝えることについて、中高生は「そう思う」「ややそう思う」を合わせると37.0%、若者では31.5%となっています。また、中高生と若者ともに「伝えたい意見はない」が最も高くなっています。



出典：流山市子ども・若者意識調査

### ③自己肯定感について

自分が好きだと思うかについて、中学生では「好き」が33.0%、「だいたい好き」が38.7%、高校生・その他では「好き」28.4%、「だいたい好き」が39.9%、若者では「好き」が32.9%、「だいたい好き」が42.3%となっています。



出典：流山市子ども・若者意識調査

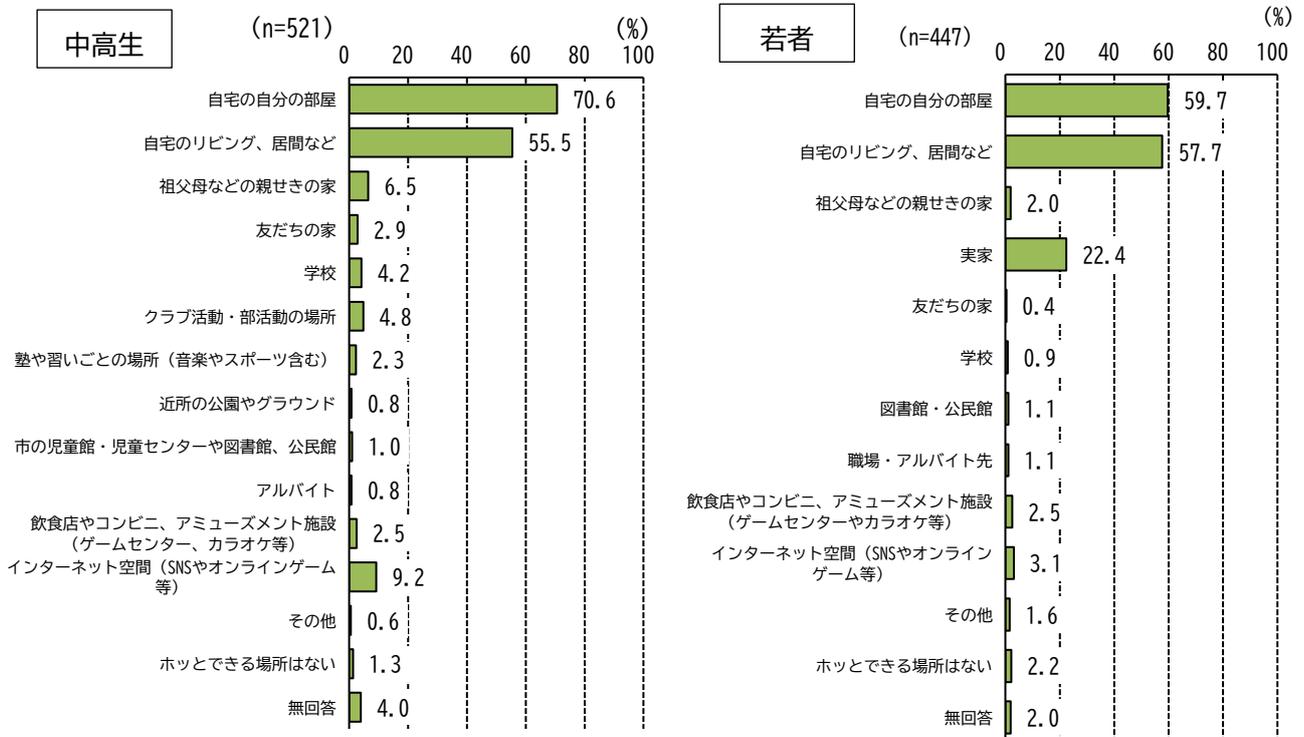


## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

### ④ホッとできる場所について

中高生がホッとできる場所は、「自宅の自分の部屋」が最も高く、次いで「自宅のリビング、居間など」「インターネット空間（SNSやオンラインゲーム等）」となっています。

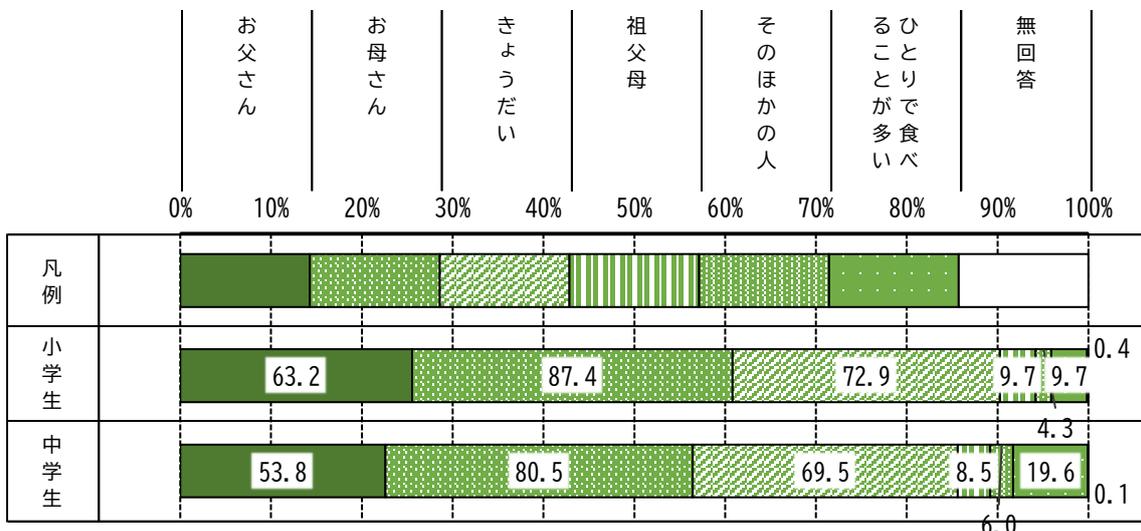
若者がホッとできる場所は、「自宅の自分の部屋」が最も高く、次いで「自宅のリビング、居間など」「実家」となっています。



出典：流山市子ども・若者意識調査

### ⑤食事の状況について

一緒に食事をする人について、「ひとりで食べることが多い」は、小学生が9.7%、中学生が19.6%となっています。



出典：流山市子どもの生活状況に関する実態調査



## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

### ⑥悩んでいることや困っていることについて

中学生・高校生では、「受験・進路」が35.7%で最も高く、次いで「学校の勉強・宿題」が29.2%、「友だちや先輩との関係」が16.7%となっています。また、「悩んでいることや困っていることはない」は35.3%となっています。

単位：%

	母数 (n)	親、保護者との関係	きょうだいとの関係	友だちや先輩との関係	先生との関係	学校の勉強・宿題	学校の規則	クラブ活動・部活動	塾の勉強・宿題	受験・進路
全体	521	10.4	3.6	16.7	5.0	29.2	8.1	8.6	6.1	35.7
中学生	191	9.4	3.1	19.9	6.3	33.0	6.3	9.9	6.8	35.6
高校生・その他	328	11.0	4.0	14.9	4.3	27.1	9.1	7.9	5.8	36.0
	母数 (n)	仕事やアルバイトのこと	習いごと	自分の体のこと	性的なこと・恋愛のこと	家のお金のこと	X(旧Twitter) Instagramなど SNS上の人間関係	その他	悩んでいることや 困っていることはない	無回答
全体	521	9.2	1.9	9.4	8.4	7.7	1.5	2.7	35.3	2.5
中学生	191	1.0	2.1	7.3	5.8	4.7	1.0	3.7	40.3	2.6
高校生・その他	328	14.0	1.8	10.7	10.1	9.5	1.5	2.1	32.3	2.4

出典：流山市子ども・若者意識調査

若者では、「お金のこと」、「自分の将来・進路」が47.0%で最も高く、次いで「仕事・就職」が39.1%、「自分の身体のこと」が22.4%となっています。また、「悩んでいることや困っていることはない」は21.7%となっています。

単位：%

	母数 (n)	家事	お金のこと	自分の身体のこと	自分の将来・進路	仕事・就職	地域活動(町内会・自治会等)	配偶者やパートナーとの関係	親との関係	介護
若者	447	8.5	47.0	22.4	47.0	39.1	0.4	6.3	8.1	4.3
	母数 (n)	子どもの将来・進路	友人関係	職場の人間関係	SNS(LINE・Instagram・X(旧Twitter)など)上の人間関係	無気力、やる気がでないこと	その他	悩んでいることや困っていることはない	無回答	
若者	447	8.7	4.0	8.7	1.1	14.1	1.1	21.7	0.7	

出典：流山市子ども・若者意識調査





⑨相談機関に望むことについて

中高生では、「親身に聞いてくれる」が59.3%で最も高く、次いで「無料で相談できる」が57.8%、「自分のペースでゆっくりと段階的な支援をしてくれる」が46.3%となっています。若者では、「親身に聞いてくれる」が60.4%で最も高く、次いで「自分のペースでゆっくりと段階的な支援をしてくれる」が49.2%、「無料で相談できる」が49.0%となっています。

単位：%

	母数 (n)	親身に聞いてくれる	自分のペースでゆっくりと段階的な支援をしてくれる	医学的な助言をもらえる	心理学の専門家がいる	精神科医がいる	就労を支援してくれる	同じ悩みを持つ人と出会える	匿名で（自分の名前を知られずに）相談できる	無料で相談できる
中高生	521	59.3	46.3	14.8	16.1	14.8	6.1	16.9	40.9	57.8
若者	447	60.4	49.2	21.9	22.6	17.2	17.7	10.1	23.7	49.0
	母数 (n)	いろいろな悩みをまとめて聞いてくれる	自宅から近い	相談がなくても気軽に行くことができるフリースペースがある	24時間相談できる	電話で相談できる	パソコンや携帯電話等のメールで相談できる	LINEやX(旧Twitter)などのSNSで相談できる	その他	無回答
中高生	521	25.5	18.4	16.5	20.0	16.9	21.9	28.4	2.3	5.4
若者	447	21.9	28.0	13.2	14.1	13.0	21.7	18.1	1.6	7.2

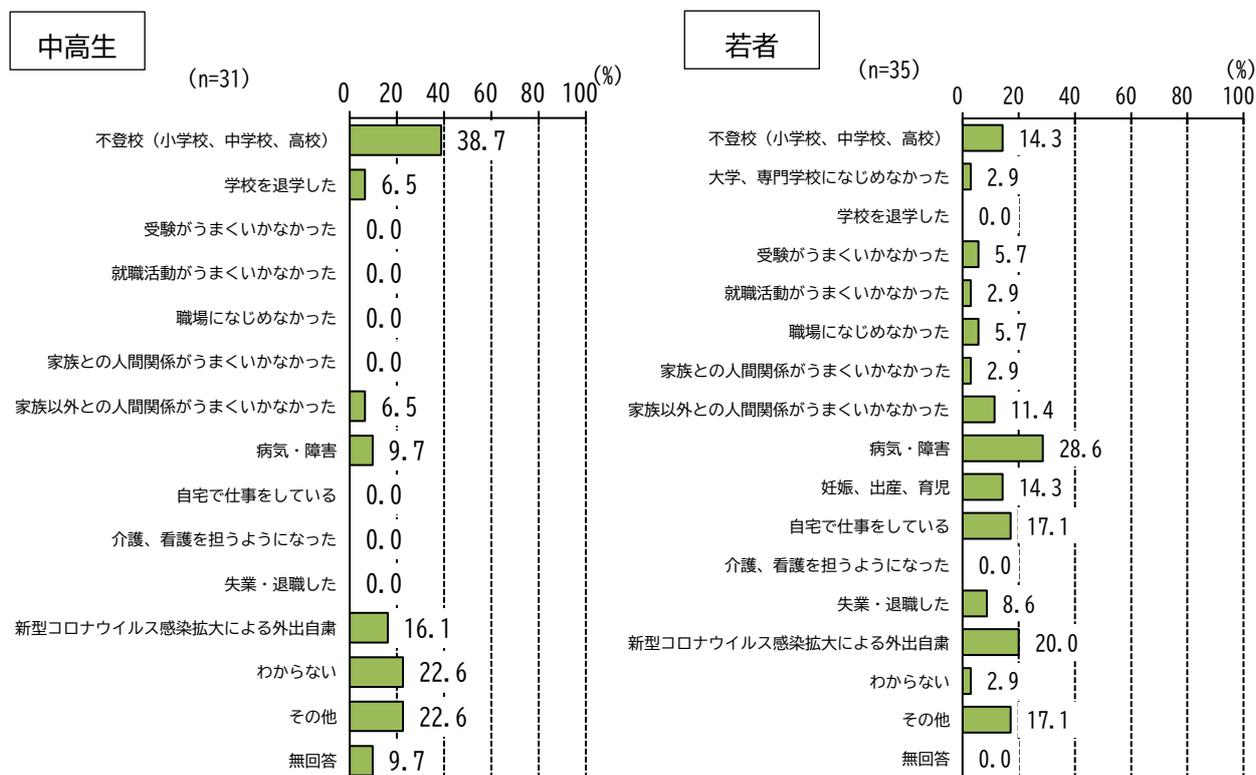
出典：流山市子ども・若者意識調査



## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

### ⑩外出の状況について

ひきこもり状態と考えられる方が、現在の状況になったきっかけについて、中学生・高校生では「不登校」が最も高く、その他には「病気・障害」「学校を退学した」「家族以外との人間関係がうまくいかなかった」となっています。19～29歳では「病気・障害」が最も高く、次いで「不登校」「失業・退職した」となっています。



出典：流山市子ども・若者意識調査



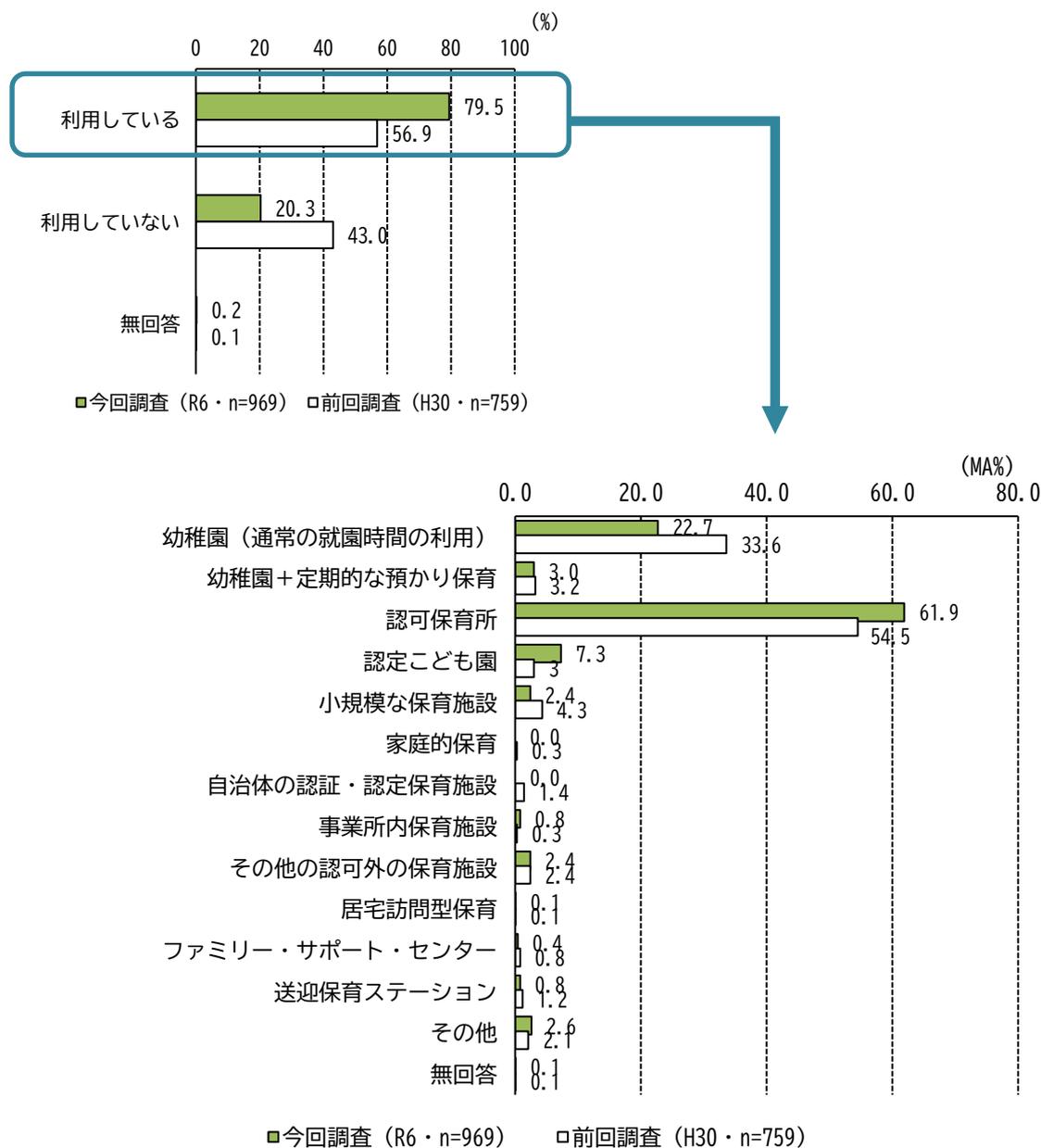


## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

### ③平日の定期的な子どもを預かる施設・事業の利用状況

平日の就学前の子どもを預かる施設・事業を定期的に利用しているのは、全体で79.5%となっています。前回調査と比較すると、利用しているのは56.9%から22.6ポイント上昇しています。

現在利用している施設・事業は、「認可保育所」が61.9%で最も高く、次いで「幼稚園」が22.7%、「認定子ども園」が7.3%となっています。前回調査と比較すると、「幼稚園」が33.6%から低下しています。

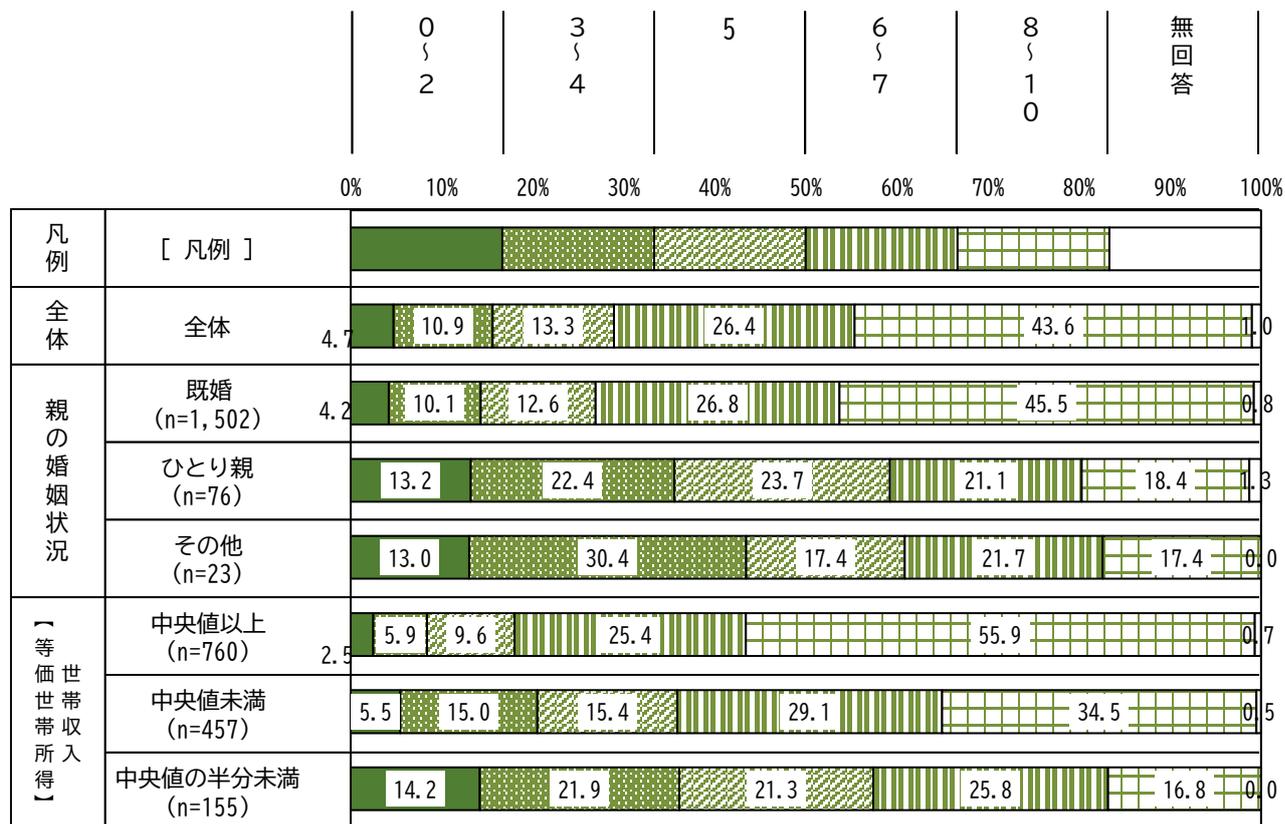


出典：(仮称) 流山市子ども計画策定に関するニーズ調査



④生活の満足度について

生活の満足度は、「8～10（十分に満足している）」が最も高くなっています。婚姻状況別にみると、ひとり親では「0（まったく満足していない）～2」「3～4」が既婚を約10%上回っています。世帯収入別にみると、世帯収入が少ないほど「0（まったく満足していない）～2」の割合が高くなっています。



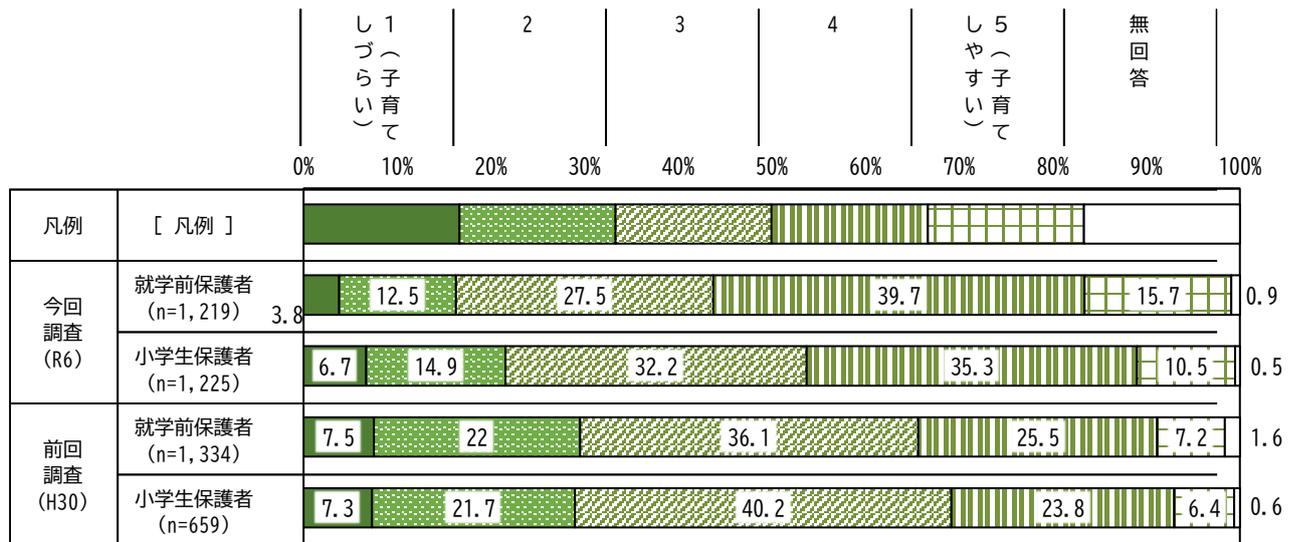
出典：（仮称）流山市子ども計画策定に関するニーズ調査



⑤流山市における子育ての環境や支援

・子育てしやすい街だと思いか

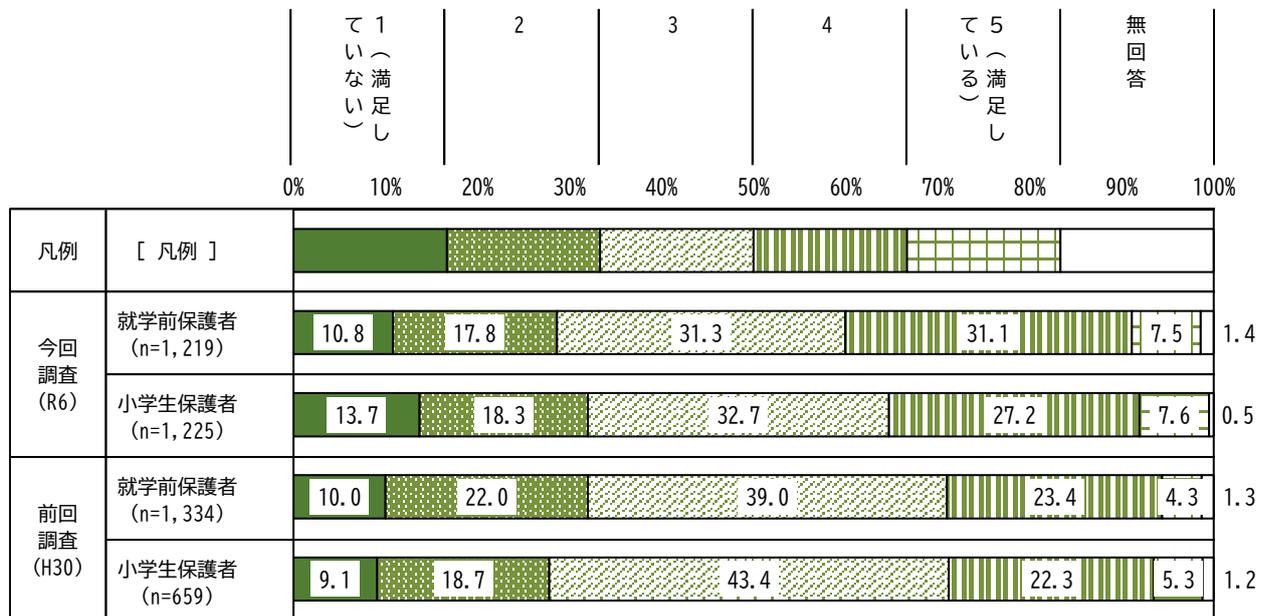
流山市は子育てしやすい街だと思える割合について、就学前のこどもの保護者では4及び5（子育てしやすい）を合わせた割合は55.4%となっており、前回調査と比較すると、32.7%から22.7ポイント上昇しています。小学生の保護者では4及び5（子育てしやすい）を合わせた割合は45.8%となっており、前回調査と比較すると、30.2%から15.6ポイント上昇しています。



出典：(仮称) 流山市子ども計画策定に関するニーズ調査

・流山市の教育・保育施設の設備・環境への満足度

就学前のこどもの保護者では4及び5（満足している）を合わせた割合は38.6%となっており、前回調査と比較すると、27.7%から10.9ポイント上昇しています。小学生の保護者では4及び5（満足している）を合わせた割合は34.8%となっており、前回調査と比較すると、23.5%から11.3ポイント上昇しています。



出典：(仮称) 流山市子ども計画策定に関するニーズ調査

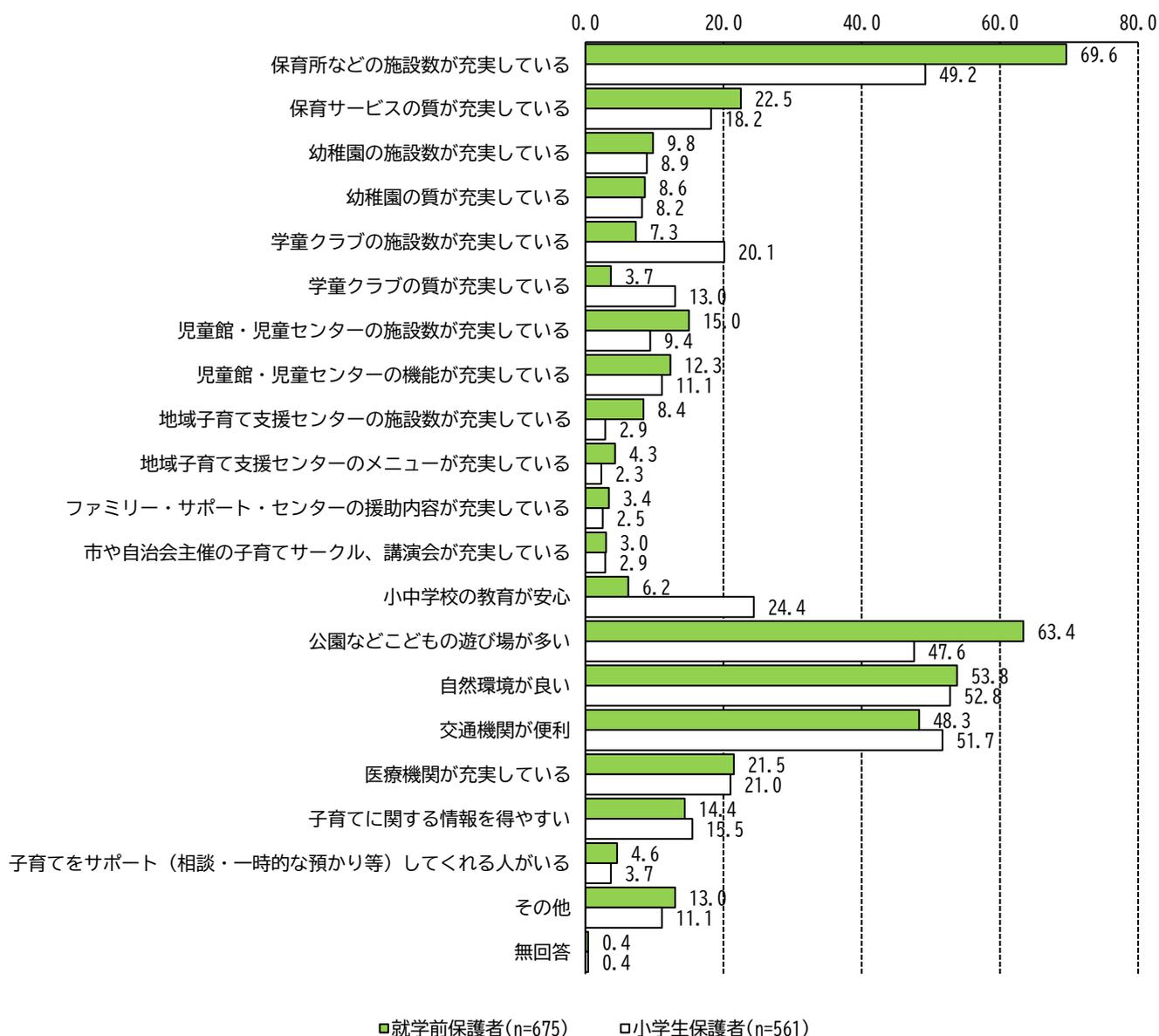


## 第2章 本市のこども・子育てを取り巻く現状

### ・子育てしやすいと思う理由

子育てしやすいと思う理由について、就学前のこども票では「保育所などの施設数が充実している」が69.6%で最も高く、「公園などこどもの遊び場が多い」が63.4%、「自然環境が良い」が53.8%となっており、小学生票では「自然環境が良い」が52.8%で最も高く、「交通機関が便利」が51.7%、「保育所などの施設数が充実している」が49.2%となっています。

(%)



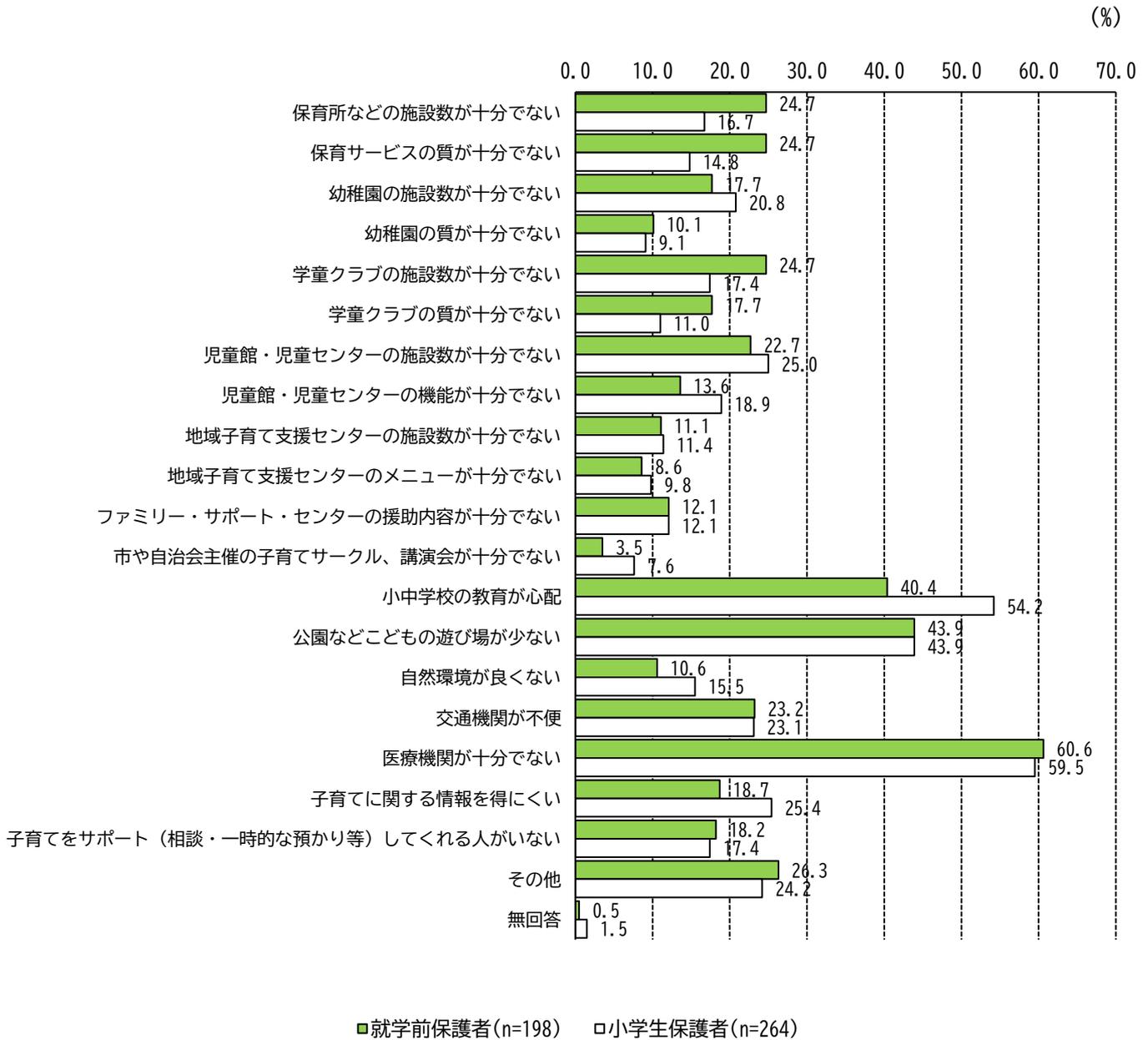
出典：（仮称）流山市こども計画策定に関するニーズ調査



## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

### ・子育てしづらい理由

子育てしづらいと思う理由について、就学前のこどもの保護者では「医療機関が十分でない」が60.6%で最も高く、「公園などこどもの遊び場が少ない」が43.9%、「小中学校の教育が心配」が40.4%となっており、小学生保護者では「医療機関が十分でない」が59.5%で最も高く、「小中学校の教育が心配」が54.2%、「公園などこどもの遊び場が少ない」が43.9%となっています。



出典：（仮称）流山市子ども計画策定に関するニーズ調査



### (4) ヒアリング調査結果からみる現状

本計画の策定にあたり、アンケート調査では把握できない子どもや若者を取り巻く現状を把握するためにヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査時期 令和6年6月から7月に実施

ヒアリング調査対象者

- ①子ども・若者の居場所（児童館・児童センター、学童クラブ）
- ②若者（市内高校、大学）
- ③困難を抱える子ども・若者（子ども食堂、フリースクール、児童養護施設）

### (5) ヒアリング調査結果からわかる現状（ヒアリング調査を一部抜粋して紹介）

#### ①子どもの居場所に関する声

- ・児童館以外に友だちと集まれる場所がほしい。（小学生）
- ・静かに勉強ができるスペースとか、年代関係なく楽しめる施設等々があれば少しずつ過ごしやすくなるのかなと思う。（高校生）
- ・同世代の人と気軽に話したり課題をしったりなどゆっくり過ごせるできるカフェ。（大学生）

#### ②遊び場に関する声

- ・アスレチックがたくさんある公園が欲しい。（小学生）
- ・暑い夏でも行ける場所。水で遊べる場所。（小学生）
- ・周辺には公園しかないため、一年を通じて遊べるような屋内施設が欲しい。（中学生）

#### ③相談窓口に関する声

- ・不定期でスクールカウンセラーが学校へ来るものの、回数が少なく自分より悩んでいる人がいるのではないかと考えてしまい、行っていいか分からない。（小学生）
- ・相談するなら、よく知らない人か、良く知っている人のどちらか。中間の距離感の人だと相談しにくい。（高校生）
- ・相談できる機会を増やしてほしい。（高校生）
- ・助けをすぐ出せる場所とかあると便利。（高校生）

#### ④意見反映に関する声

- ・実用化されるなら参加する。（中学生）
- ・あんまり参加したいと思わない。はずかしい。言いたいことがない。（小学生）
- ・匿名でみんなに見られない、名前や年齢が分からない状態なら言いやすい。（中学生）
- ・ZOOMで参加できる。対面以外の方法もあるといい。（高校生）



## 6 各種調査等から見られる流山市の課題

### (1) こどもの権利

- ・こどもの権利に関する認知度が低いため、普及啓発活動が必要です。
- ・恒常的に子ども・若者の声や意見を聞く仕組みづくりを進めていくことが必要です。
- ・自己肯定感を高めるために、子ども自身が、こどもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになること、子どもは一人の人間であり、権利の主体であることを大人が理解することなど、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めていくことが必要です。
- ・ヤングケアラーが抱える、心身への負担や勉強、友人関係への影響等の解消を目指し、関係機関による情報共有、役割分担の明確化など、具体的な支援方法について速やかに対応していくことが必要です。

### (2) 子ども・若者の居場所

- ・こどもの希望を踏まえたこどもの居場所づくりが必要です。(公園環境設定、室内でいつでも遊べる施設等)
- ・長期休暇時の預かりや放課後のこどもの居場所を求める保護者が多いため、こどもの居場所の取組が必要です。
- ・子ども・若者の居場所を整備することは、子ども・若者の成長を促すことにつながると考えられるため、若者が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごすことができる居場所の提供を進めていくことが必要です。

### (3) 相談支援

- ・相談機関に望むことは、「親身に聞いてくれる」と回答する割合が最も高く、また、相談機関を利用しない理由として、「相談しても解決できないと思う」と回答する割合が最も高いため、寄り添い型の対応や相談体制の充実を図る取組が必要です。
- ・こどもの心身ともに健やかな成長のためにも、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、辛い、苦しい経験をした際に子ども自らが相談でき、子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していくことが必要です。
- ・子育てに関する相談窓口について、身近で敷居が低く、いつでも気軽に相談できるような体制づくりを進めていくことが必要です。

### (4) 経済的支援

- ・保護者が求める重要だと思える支援等において、こどもの就学に係る費用の軽減を求める割合が最も高いため、経済的な支援への取組が必要です。
- ・ひとり親家庭の収入の安定を図るためにも、養育費を確実に確保するための取組や離婚前後における公的支援を進めていくことが必要です。



### (5) 子育て支援サービスの充実

- ・子育て世帯の増加により、一時預かり施設や子育てひろば、病児保育などの子育て環境の充実が必要です。

### (6) 幼児教育・保育の質の確保

- ・不適切な保育、小1プロブレムなどの課題に適切に対応するため、施設職員の意識啓発及び専門性の確保、小学校への円滑な接続が図られるようなカリキュラムが必要です。

### (7) 若者支援

- ・若者が悩んでいることは、「お金」「将来・進路」「仕事・就職」が多く挙げられており、若者の抱える状況や課題はさまざまであるため、こうした多様な悩みや困難を受け止め、それぞれに対応した支援が必要です。
- ・学生時代の不登校が原因でひきこもり状態が続いている若者もいるため、例えば、オンライン等による相談がしやすい方法の実施等を通じて、ひきこもり状態にあるこども・若者やその家族への早い段階からの支援を進めていくことが必要です。

### (8) 地域でこどもを支える

- ・ひとりで食べることが多いこどもは、生活の満足度や自己肯定感が低い傾向にあるため、地域全体で支える仕組みづくりが必要です。



## 第3章 こども計画の基本理念と基本的な考え方

### 1 基本的考え方

流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

### 2 基本理念

**すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え  
こどもの権利を保障するための取組を進め  
こどもにやさしいまちづくりの実現を目指します**

すべてのこどもは、生まれながらにして、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として愛され、大切にされ、尊重されるかけがえのない存在です。こどもが心豊かで健やかに成長していくために欠くことができない大切なものとして、こどもの権利が保障される必要があります。

こどもの権利を保障する5つの基本理念である

- ・生命・生存・発達の保障
- ・こどもの最善の利益の優先考慮
- ・こどもの意見表明権の確保
- ・差別の禁止
- ・一人の人間としての権利の主体であることの尊重

を大人が理解し、こどももこうした権利があることを知り、こども・若者が主体的に自分の考えや思いを表現していくことで、自立した個人として成長することができます。さらに、自分の権利が守られることで、こどもも大人も違いや個性を認め合い、すべての人の権利を尊重することの大切さを理解できるようになります。これにより、こども・若者の育ちや学びが保障され、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるようになります。

流山市では、すべてのこどもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、こどもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるよう、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子育てにやさしいまちづくりを進めてきました



が、児童虐待や不登校児童数、いじめの認知件数の増加など、こどもを取り巻く環境が複雑多様化し、こどもの権利が脅かされる現象が続くような状況になっています。

こうした状況も踏まえ、こども基本法に基づく本こども計画を策定し、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進することで、基本理念である「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え こどもの権利を保障するための取組を進め こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指します。

#### 参 考

#### 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）について

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、18歳未満のすべてのこどもを対象に、こどもの基本的人権を守るために、1989年の国連総会で満場一致で採択され、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約はこどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもが大人と同じように、一人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約の基本的な考え方は以下の4つが示されています。

##### 1 差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

##### 2 こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

##### 3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

##### 4 こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

（出典：子どもの権利条約 ユニセフホームページ）



### 3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、以下の6つの基本目標を掲げ、目標ごとに各事業を位置付け、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標1 こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

基本目標2 こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

基本目標4 すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援

基本目標5 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

基本目標6 こどもの権利を守る仕組みづくり



## 4 施策の体系

基本目標	施策の方向性	主な取組
<b>基本目標1</b> こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援	(1) こどもの権利に関する理解促進	①こどもの権利の普及啓発 ②こどもの権利に関する学習機会の充実
	(2) こどもの意見表明・参加の促進	①こどもの意見表明・参加の仕組みづくり ②こどもの意見表明・参加の機会の確保
	(3) こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	①こどもの居場所の充実 ②学習機会の充実 ③遊び・体験の機会の充実
	(4) こどもの権利侵害の防止	①虐待の未然防止、養育支援体制の整備 ②いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援 ③こどもの権利侵害に関する相談・救済
<b>基本目標2</b> こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化	(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①妊娠期からの切れ目のない支援 ②こどもの健康確保のための取組 ③子育て支援サービスの充実 ④家庭教育支援 ⑤子育てに関する相談体制の充実
	(2) 経済的支援の充実	①児童手当の支給 ②こども医療費の助成 ③保育所等保育料の負担軽減 ④就学・進学費用の援助
	(3) 生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	①生活困窮家庭への支援 ②ひとり親家庭等への支援
	(4) こどもの発達・成長に応じた支援	①発達に課題や障害があるこどもへの支援 ②特別な支援を要するこどもへの教育の充実



基本目標	施策の方向性	主な取組
基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実	(1) 乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
	(2) 幼児教育・保育の質の向上	①就学前の教育・保育の質の向上 ②幼稚園・保育所等と小学校の連携
	(3) 質の高い学校教育の充実	①こどもの権利に関する学びの支援
		②教育環境の充実 ③学校における多様な体験・学びの機会の充実
基本目標4 すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援	(1) すべてのこども・若者の健やかな育成支援	①若者の活動・社会参画の機会の充実 ②若者の居場所の充実
	(2) 生きづらさを抱えた若者の支援	①若者に関する相談体制の充実 ②困難や生きづらさに直面する若者に対する支援
基本目標5 こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり	(1) 地域におけるこども・子育て支援活動の推進	①子育て関連団体への支援 ②地域における子育て支援ネットワークの強化
	(2) 子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	①子育て世帯が利用しやすい公園の整備・充実 ②通学路の安全確保
		③子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備 ④有害環境からこども・若者を守る取組
	(3) 子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進	①共育での推進 ②男性の家事・子育てへの参画の促進 ③多様な働き方の推進
基本目標6 こどもの権利を守る仕組みづくり	(1) こども・子育て施策に関する評価・検証	①こどもの権利部会の設置

